発展を受ける。

平成25年度版



・はじめに・

働く人の健康を取り巻く状況は、多様化、深刻化しています。

一般健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合は、平成24年には52.7%に 上りました。また、長時間労働による脳・心臓疾患の労災認定件数は高い水準で推移 しています。

自殺者の動向を見ますと、平成24年の自殺者は27,858人で15年ぶりに3万人を下回ったとはいえ、勤務問題を自殺の原因のひとつとしている人は約2500人となっており、平成24年度の精神障害等の労災認定件数は475件で、前年度に比べて150件増加しています。

また、職業性疾病については、腰痛が全体の約6割を占め、中でも高齢者介護などの社会福祉施設での発生件数が増加しています。さらには、昨年印刷業において胆管がんが発生し大きな問題になるなど、働く人の健康に関する諸課題に対応していくことが求められています。

こうした現状を踏まえて、厚生労働省では平成25年度を初年度とする「第12次労働 災害防止計画」がスタートしたところであり、その内容を見ますと、重点とする健康 確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による 健康障害防止対策、腰痛・熱中症対策、受動喫煙防止対策が掲げられています。

本書は、産業医、衛生管理者、産業看護職、運動指導担当者、運動実践担当者、心理相談担当者、産業栄養指導担当者、産業保健指導担当者等の産業保健スタッフと人事労務担当者など全ての産業保健関係者が常に手元に置き、必要に応じて気軽に活用できるハンドブックを目指して編集いたしました。

本書が、産業保健関係者の皆様に広く活用され、事業場の産業保健活動の充実・向 上に資することができれば幸いです。

> 平成25年7月 編 者

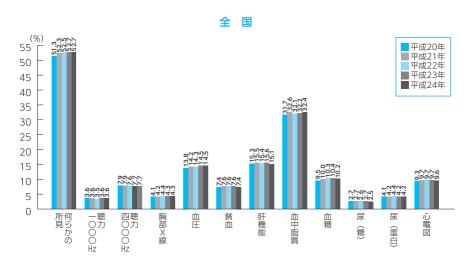
国 次

はじ	じめに	
目が	欠 ————————————————————————————————————	
(I)	グラフで見る労働衛生	
U	1. 定期健康診断検査項目別有所見率の推移	
	2. 特殊健康診断有所見者数、有所見率の推移 —————	
	3. 業務上疾病発生状況の推移	
	4. 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況 ――――	
	労働衛生関係の動向	
	1. 健康確保関係法令等の主な改正の流れ (抜粋)	
	第12次労働災害防止計画のポイント (健康確保・職業性疾病対策) ———	
	コラム▶「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての質	習意事項」の改正 ― 11
	2. 心の健康確保	12
	3. 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引きの	あらまし ―― 17
	コラム▶職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言 ────	21
		22
	5. 過重労働による健康障害を防ぐために ――――――	23
	コラム▶心理的負荷による精神障害の新しい労災認定基準 ─────	25
	6. 長時間労働者への医師による面接指導制度について	26
m	労働衛生管理の充実	
	1. 安全衛生管理体制について	28
	2. 衛生管理者等の選任	30
	コラム▶日本医師会の認定産業医制度とは	33
	コラム▶事業場の規模と業種	
	3. 衛生委員会の設置と活動 (労働安全衛生法第18条) ———————	36
	4. 派遣労働者の安全衛生管理のポイント ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
	5. 労働安全衛生マネジメントシステム ~OSHMS指針が改正され、平成18年4月1日	から適用になりました~ ―― 40
(IV)	健康管理の充実	
	1. 健康診断 ————————————————————————————————————	42
	2. 健康診断の実施と事後措置の概要	44
	3. 一般健康診断項目	46
	コラム▶一般健康診断における「常時使用する労働者」とは? ───	46
	4. 健康管理の充実	52
W	・健康の保持増進	
U	1. 働く人の心とからだの健康づくり~THP ————————————————————————————————————	54
(m)	快適職場の形成	
W	1. 快適職場づくり	56
	コラム▶受動喫煙防止対策に関する相談窓□ ────	56 58
	3. 働きやすい職場づくりのために 職場のソフト面の快適化のすすめ ―	59

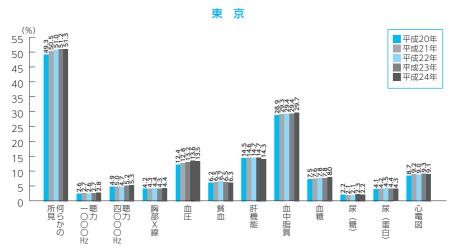
	職業性疾病の予防	
	1. 化学物質のリスクアセスメント指針	60
	2. 化学物質等の表示・文書交付制度	60
	3. 化学物質による健康障害を防止するための指針(「がん原性指針」)	62
	4. 有害物ばく露作業報告制度	63
	5. 洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について――――	64
	6. 労働安全衛生法施行令の一部改正及び特定化学物質障害予防規則等の一部改正(平成24年政令第241号、厚生労働省令第143号 平成25年1月1日施行)	64
	コラム▶印刷事業場で発生した胆管がんについて ────	
	7. 粉じん障害の防止について〜粉じん障害防止措置の要旨〜 ―――――	65
	8. 建築物の解体等の作業における石綿対策	67
	9. 石綿による疾病の労災認定基準の改正 (平成24年3月29日付け、基発0329第2号) ――――	71
	10 唖皮の子院	74
	コラム▶腰痛の予防~荷物の持ち上げ方 ─────	75
	10. 展開の予防 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	76
	12. VDT作業の労働衛生管理 (VDT作業ガイドライン(平成14年4月5日付け基発第0405001号通達)) –	
	13. 除染電離則について(平成24年1月1日施行) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	79
	作業環境測定	
		80
	2. 評価に基づく作業環境の改善	81
(IX)	労働衛生関係諸届・申請等の方法	
	1	82
		83
		84
	4. じん肺管理区分決定申請	
	5. 健康管理手帳の交付申請	97
	3. 陸隊自任丁収の入り中間	07
(X)	産業保健推進センター (連絡事務所)・地域産業保健センターのページ	
	1. 産業保健推進センターの業務と他機関とのネットワーク	90
	2. 産業保健推進センター(連絡事務所)のご案内 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	91
	3. 地域産業保健センターのご案内	92
	7.0 lb	
(XI)	その他	
	1. 労働衛生関係の問合せ先	96
	2. 牙側局・牙側基準監督者一覧	96
	3. 技能講習(労働衛生関係)登録教習機関 4. 登録作業環境測定機関	99
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	5. 産業保健健康診断機関 ————————————————————————————————————	08
資	職場における定期健康診断の性・年齢別・項目別有所見率について ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	12
果江		12

I グラフで見る労働衛生

1. 定期健康診断検査項目別有所見率の推移



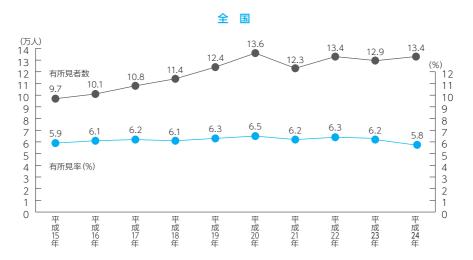
〈資料〉厚生労働省「定期健康診断結果調」



〈資料〉東京労働局「定期健康診断結果調」

※ 都産健協「性別項目別有所見率について」(111ページ)も併せてご覧ください。

2. 特殊健康診断有所見者数、有所見率の推移



〈資料〉厚生労働省「特殊健康診断実施結果調」

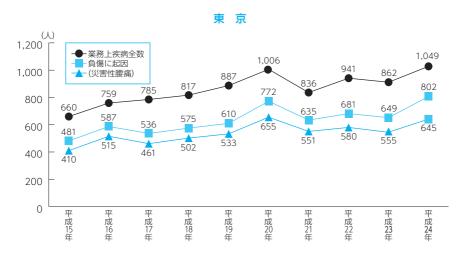


〈資料〉東京労働局「特殊健康診断実施結果調」

3. 業務上疾病発生状況の推移



〈資料〉厚生労働省「労災保険給付データ」「業務上疾病調」



〈資料〉東京労働局「労働保険給付データ」「業務上疾病調」

4. 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況

脳・心臓疾患の労災補償状況

			平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
DV/	請求	東京	130	136	149	141	148	130	140	152	128
脳心	件数	全国	816	869	938	931	889	767	802	898	842
心臓疾患	認定	東京	45	51	54	60	73	45	56	37	67
忠	件数	全国	294	330	355	392	377	293	285	310	338

精神障害等の労災補償状況

			平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
	請求	東京	83	110	167	177	158	201	179	208	244
精神障害等	件数	全国	524	656	819	952	927	1136	1181	1272	1257
	認定	東京	8	12	33	50	40	33	40	42	90
	件数	全国	130	127	205	268	269	234	308	325	475
うち	請求	東京	20	24	32	27	21	24	28	39	24
自殺(件数	全国	121	147	176	164	148	157	171	202	169
うち自殺(未遂含む)	認定	東京	4	5	16	13	10	6	8	12	21
<u> </u>	件数	全国	45	42	66	81	66	63	65	66	93

II 労働衛生関係の動向

1. 健康確保関係法令等の主な改正の流れ(抜粋)

昭和63年	① 労働衛生管理体制の充実(法第18条、12条の2、則第14条)② THP等(法第69条、70条の2)
平成元年	① 一般健診項目の追加(則第44条)② 海外派遣労働者の健康診断(法第45条の2)
平成4年	① 快適な職場環境の形成のための措置等 (法第71条の2、71条の3)
平成8年	① 労働衛生管理体制の充実 (法第13条、13条の2) ② 職場における労働者の健康管理の充実 (法第66条の4他)
平成10年	① 健康診断項目の追加 (則第44条)
平成11年	① 深夜業従事者の自発的健康診断 (法第66条の2)
平成17年	① 長時間労働者への医師による面接指導の実施(法第66条の8、の9、第104条) 注) 平成20年4月1日から、労働者数50人未満の事業場にも適用 ② 特殊健康診断結果の労働者への通知(法第66条の6) ③ 安全衛生管理体制の強化(則第21条~23条)
平成19年	① 腹囲を健診項目に追加 (則第44条)
平成22年	① 胸部X線検査の見直し (則第44条)
平成23年	① 鋼製の船舶の解体について、石綿障害予防規則における建築物解体と同等の措置を義務付け(石綿則第3条)② 健康管理手帳に無機ヒ素化合物を製造する工程の粉砕業務を追加(令第23条)③ 酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、1,4-ジクロロ-2-ブテン、1,3-プロパンスルトンの4物質が特定化学物質に追加(令別表第3)
平成24年	 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(除染電離則)施行 すべての石綿製品の製造等を禁止(今第16条) 屋外における金属をアーク溶接する作業及び岩石等の裁断等作業に呼吸用保護具の使用等を義務付け(粉じん則別表第1ほか)「化学物質の危険性等の表示に関する指針」(旧指針)を「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」に改正(化学物質の表示及び通知を努力義務化)(則第24条の16) 妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質を取り扱う一定の場所における業務への女性労働者の就業を禁止(女性則第2条)

(1) 平成25年施行の法令改正等

平成25年4月12日、電離放射線障害防止規則の一部改正が公布され、次の措置等を講じることが義務付けられました(施行:H25.7.1(健康診断に係る調整については公布日))。

- ① 事故由来廃棄物等の処分を行う設備(廃棄物等取扱施設、破砕等施設、焼却炉等)について、汚染された排気・排液が漏れるおそれがない構造とすること等(第41条の5等)
- ② 汚染状況に応じたマスク・保護衣の着用、作業後の汚染検査の実施、容器の使用等汚染の拡大防止のための措置(第38条等)
- ③ 事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業に係る規定(マニュアル)の策定(第41条の13)、 事故由来廃棄物等に汚染された設備の解体、改造、修理、清掃、点検等を行う場合の作業の届 出(第41条の14)
- ④ 事故由来廃棄物等の処分の業務に従事する労働者に対する特別の教育の実施(第52条の8)
- ⑤ 事故中来廃棄物等取扱施設に係る作業環境測定の実施(第53条)

第12次労働災害防止計画のポイント

(健康確保・職業性疾病対策)

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取組む事項を定めた中 期計画です(5年ごとに厚生労働大臣が策定)。第12次計画の期間は平成25年度~29年度。

メンタルヘルス対策 【日標】

対策に取組んでいる事 業場の割合を 1以%08

- ○メンタルヘルス不調を予防するための職場改善手法を検討
- ○ストレスチェック等の取組を推進
- ○取組方が分からない事業場への支援を充実・強化
- ○事例集やモデルプログラムの作成により職場復帰支援を促進

過重労働対策 【目標】

週労働時間60時間以 上の雇用者割合を 30%以上減少

- ○健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- ○休日・休暇の付与・取得を促進
- ○時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

化学物質対策 【日標】

危険有害性の表示と安 全データシートの交付 を行っている化学物質 製造者の割合を 80%以上

- ○化学物質の有害性情報を収集、蓄積、共有する仕組みを構築
- ○発がん性に着目した化学物質の有害性評価、評価結果を踏まえ
- ○危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントを促進

腰痛対策 【日標】

社会福祉施設の腰痛を 含む死傷者数を 10%以上減少

- ○介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育を強化
- ○介護機器の導入、腰痛健康診断の普及・徹底、腰痛を起こさな い移動・移乗介助法の指導などにより腰痛予防手法を普及
- ○重量物取扱い業務の腰痛予防に資する規制の導入を検討

熱中症対策 【目標】

5年間合計の熱中症に よる死傷者数を 20%以上減少

○熱中症を予防するため夏季の屋外作業について必要な措置の義 務づけを検討

受動喫煙防止対策 【目標】

受動喫煙を受けている 労働者の割合を 15%以下

- ○受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
- ○事業者に対する効果的な支援の実施
- ○職場での禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底



▶ 「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての 留意事項」の改正 (平成24年7月1日適用)

平成24年5月14日、「雇用管理分野における個人情報の適正な取扱を確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第259号)と解説を改訂し「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成24年厚生労働省告示第357号)とその事例集に再編し、平成24年7月1日から適用されることになりました。これに伴い「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(平成16年10月29日付け基発1029006号。)が改正されました。

なお、今回の変更は、よりわかりやすく形式面を整えるものであり、従来の運用の変更を求めるものではありません。

「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」のうち「本人の同意」に関する事項は以下のとおりです。なお、第三者提供に該当する場合には労働者本人が直接提供するか本人の同意や承諾が必要となります。

- ①事業者が労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から情報を収集する場合、求められた情報を医療機関が提供することは個人情報保護法第23条の第三者提供に該当する。
- ②事業者が医療機関に労働安全衛生法に定める健康診断を委託するために必要な労働者の個人データを医療機関に提供し、また、医療機関が委託元である事業者に対して労働者の健康診断の結果を提供することは、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。
- ③事業者が健康保険組合等に対して労働者の健康情報を求める場合は、健康保険組合は当該健康 情報を事業者に提供することを目的として取得していないので、第三者提供に該当する。ただし 共同で健康診断等を実施している場合は第三者提供に該当しない。
- ④健康診断結果のうち、高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定健康指導 の実施に関する基準に定める項目に係る写しについては、医療保険者から提供の求めがあった場 合当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものなので労働者の同意なく提供できる。

なお、特定健康診査及び特定保健指導に含まれない項目 (業務歴、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査) については労働者の同意が必要となるが、同意については受診案内や健診会場での掲示等黙示によるものが含まれる。

2. 心の健康確保

労働者の心の健康保持増進は、労働者とその家族の幸せを確保するとともに、わが国社会の 健全な発展という観点からも非常に重要な課題です。

しかし、仕事に対して強い不安やストレスを感じている労働者は約6割に上り、精神障害に よる労災請求件数も増加しています。また、全国の自殺者は平成23年まで14年連続で3万人を 超え、平成24年は約2万8千人でしたが、この内、約3割は労働者(被雇用者・勤め人)です。

労働者の心の健康確保対策については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等が 示されており、また、当面の取組として、「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」 (平成21年3月26日付け基発第0326002号通達)が示されています。各事業場においては、 メンタルヘルス不調者発生の未然防止等のために、本通達における「事業場におけるメンタル ヘルス対策の具体的推進事項」等の実施を図るようにしてください。

また、産業保健推進センター(連絡事務所)内に設置された「メンタルヘルス対策支援セン ター」では、事業場のメンタルヘルス対策に対する支援(相談、訪問支援等)を無料で行って いますので、ご活用ください。(22、23ページ参照)

1. 職場におけるメンタルヘルス (心の健康づくり)

(1) メンタルヘルスケアの基本的考え方

1. 事業場におけるメンタルヘルスケアの重要性

職場には労働者の力だけでは取り除くことができないストレス要因が存在しているため、労働 者の取組に加えて、事業者が積極的にメンタルヘルスケアを実施することが重要です。

2. メンタルヘルスケアを推進するに当たっての留意事項

- i 心の健康の評価は容易ではなく、また、心の健康問題の発生過程には個人差が大きいこ と、加えて、すべての労働者が心の問題を抱える可能性があるにもかかわらず、健康問題 以外の観点から評価される傾向が強いという問題があること
- ii 健康情報を含む労働者の個人情報の保護及び労働者の意思の尊重に留意すること
- iii 心の健康は、体の健康と比べて人事労務管理と密接に関係する要因によって、より大き な影響を受けるので、人事労務管理と連携する必要があること
- iv 心の健康問題は、家庭・個人生活等の職場以外のストレス要因の影響を受けている場合 も多いこと

(2) 衛生委員会等における調査審議

労働安全衛生規則第22条において、衛生委員会の付議事項として「労働者の精神的健康の保持 増進を図るための対策の樹立に関すること」が規定されています。「心の健康づくり計画」の策定 はもとより、その実施体制の整備等の具体的な実施方策や個人情報の保護に関する規程等の策定等 に当たっては、衛生委員会等において十分な調査審議をすることが必要です。衛生委員会の設置義 務のない小規模事業場でも労働者の意見が反映されるようにすることが必要です。

(3) 心の健康づくり計画

1. 心の健康づくり計画の策定

メンタルヘルスケアは、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要であり、その推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聴きつつ事業場の実態に即した 取組を行うことが必要です。このため事業者は、前記の衛生委員会等における調査審議を十分に 行い、心の健康づくり計画を策定することが必要です。

2. 心の健康づくり計画で定めるべき事項

- i 事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること
- ii 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること
- iii 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること
- iv メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること
- v 労働者の健康情報の保護に関すること
- vi 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること
- vii その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること

(4) 4つのメンタルヘルスケアの推進

メンタルヘルスケアは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」、「事業場外資源によるケア」の4つのケアが継続的かつ計画的に行われることが重要です。

セルフケア

・・・・・・ 労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスの予防、軽減あるいはこれに対処します。

ラインによるケア

・・・・・・ 労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の 改善や労働者に対する相談対応を行います。

事業場内産業保健 スタッフ等によるケア

・・事業場内の産業医等産業保健スタッフ等が、事業場の心の健康づくり対策の提言を行うとともに、その推進を担い、労働者及び管理監督者を支援します。また、メンタルヘルスケアの推進の実務を担当する、事業場内メンタルヘルス推進担当者を事業場内産業保健スタッフ等である衛生管理者、衛生推進者、保健師等の中から選任するようにします。

事業場外資源によるケア

…… 事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受けます。

(5) メンタルヘルスケアの具体的な進め方

1. メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供

ア 労働者への教育研修・情報提供

具体的な項目

メンタルヘルスケアに関する事業場の方針/ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識/セルフケアの重要性及び心の健康問題に対する正しい態度/ストレスへの気づき方/ストレスの予防・軽減及びストレスへの対処の方法/自発的な相談の有用性/事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報

イ 管理監督者への教育研修・情報提供

具体的な項目

メンタルヘルスケアに関する事業場の方針/職場でメンタルヘルスケアを行う意義/ストレス 及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識/管理監督者の役割及び心の健康問題に対する正し い態度/職場環境等の評価及び改善の方法/労働者からの相談対応(話の聴き方、情報提供 及び助言の方法等)/心の健康問題により休業した者の職場復帰支援の方法/事業場内産業保 健スタッフ等との連携及びこれを通じた事業場外資源との連携の方法/セルフケアの方法/事 業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報/健康情報を含む労働者の個人情報の保護等

ウ 事業場内産業保健スタッフ等への教育研修・情報提供

具体的な項目

メンタルヘルスケアに関する事業場の方針/職場でメンタルヘルスケアを行う意義/ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識/事業場内産業保健スタッフ等の役割及び心の健康問題に対する正しい態度/職場環境等の評価及び改善の方法/労働者からの相談対応(話の聴き方、情報提供及び助言の方法等)/職場復帰及び職場適応の支援、指導の方法/事業場外資源との連携(ネットワークの形成)の方法/教育研修の方法/事業場外資源の紹介及び利用勧奨の方法/事業場の心の健康づくり計画及び体制づくりの方法/セルフケアの方法/ラインによるケアの方法/事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報/健康情報を含む労働者の個人情報の保護等

2. 職場環境等の把握と改善

- ア 職場環境等の評価と問題点の把握
- イ 職場環境等の改善

3. メンタルヘルス不調への気づきと対応

- ア 労働者による自発的な相談とセルフチェック
- イ 管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等による相談対応等
- ウ 労働者個人のメンタルヘルス不調を把握する際の留意点
- エ 労働者の家族による気づきや支援の促進

4. 職場復帰における支援

「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を参考に事業場の実態に即した形で職場復帰支援プログラムを策定し、計画的に取り組むことが重要です。

(6) メンタルヘルスに関する個人情報の保護への配慮

メンタルヘルスケアを進めるに当たっては、事業者は個人情報の保護に関する法律及び関連する 指針等を遵守し、健康情報を含む労働者の個人情報の保護に配慮することが極めて重要です。

2. 「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」(概要)

[平成21年3月26日付け基発第0326002号]

(1) 基本方針

メンタルヘルス対策について一層の推進を図ることとし、とりわけ事業者の強いリーダーシップはもとより労働者も積極的に協力し組織的な取組を行わせること、具体的な取組に当たっては労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づき個々の事業場の実態に即した取組を着実に実施させることを基本とします。また、事業者の取組に当たっては、メンタルヘルス対策支援センター事業を始めとする各種支援事業の積極的な活用を図ることとします。

(2) 実施事項

1. 事業場に対する指導等の実施

- 経営トップに対する説明・指導
- ② 個別の事業場に対する指導
- ③ 精神障害等による業務上疾病の発生した事業場に対する指導

- 2. 業界団体等の自主的活動の促進
- 3. 支援事業の活用等→メンタルヘルス対策支援センター、こころの耳
- 4. 関係行政機関との連携

(3) 事業場における具体的推進事項

1. 衛生委員会等での調査審議の徹底等

- ① 衛生委員会等での調査審議の徹底(安衛則第22条第10号)
- ② 事業場における実態の把握
- ③ 「心の健康づくり計画」の策定(指針4)
- ④ 調査審議の充実

2. 事業場内体制の整備

- ① 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任(指針5(3))
- ② 専門スタッフの確保(指針5(3))
- 3. 教育研修の実施(指針6(1))
- 4. 職場環境等の把握と改善(指針6(2))

5. メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応の実施

- ① 相談体制の整備(指針6(3))
- ② 長時間労働者に対する面接指導の実施の徹底(安衛法第66条の8、第66条の9)
- ③ 健康診断実施時におけるメンタルヘルス不調の把握(安衛法第66条第1項、第66条の7第1項、安 衛則第43条から第45条の2)
- ④ 心身両面にわたる健康保持増進対策(THP)の活用

6. 職場復帰支援

- ① 職場復帰支援プログラムの策定(指針6(4)) 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」(詳細は17ページ参照)
- ② メンタルヘルス対策支援センターの活用

3. 心の健康問題により休業した労働者の 職場復帰支援の手引きのあらまし

(1) 基本的な考え方

心の健康問題で休業している労働者が円滑に職場復帰するためには、**職場復帰支援プログラムの策 定や関連規程の整備等により、休業から復職までの流れをあらかじめ明確にしておくことが重要**です。 策定された職場復帰支援プログラムは労働者、管理監督者等への周知をします。

(2) 職場復帰支援の流れ

手引きによる職場復帰支援の流れは図1のようになっています。

図1 職場復帰支援の流れ



- **第2ステップ** 主治医による職場復帰可能の判断
- 第3ステップ 職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成
- 第4ステップ 最終的な職場復帰の決定 職場復帰の決定
- **第5ステップ** 職場復帰後のフォローアップ

KeyWord

職場復帰支援プログラム

職場復帰支援についてあらかじめ定めた事業場全体の ルール

職場復帰支援プラン

休業していた労働者が復職 するにあたって、復帰日、就 業上の配慮など個別具体的 な支援内容を定めたもの

(3) 職場復帰支援の各ステップ

[第1ステップ] 病気休業開始及び休業中のケア

休業する労働者に対しては、必要な事務手続きや職場復帰支援の手順を説明します。労働者が病 気休業期間中に安心して療養に専念できるよう、傷病手当金などの経済的な保障や不安、悩みの相 談先の紹介などの情報提供等の支援を行いましょう。

[第2ステップ] 主治医による職場復帰可能の判断

主治医による診断は、必ずしも職場で求められる業務遂行能力まで回復しているとの判断とは限りません。このため、主治医の判断と職場で必要とされる業務遂行能力の内容等について、産業医等が精査した上で採るべき対応を判断し、意見を述べることが重要です。

なお、より円滑な職場復帰を図る観点からあらかじめ主治医に対して職場で必要とされる業務遂行能力の内容や勤務制度等に関する情報を提供し、主治医の意見を提出してもらうようにすると良いでしょう。

[第3ステップ] 職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成

必要な情報の収集と評価を行った上で職場復帰ができるかを適切に判断し、**職場復帰を支援する** ための具体的プラン (職場復帰支援プラン) を作成します。

職場復帰前に「試し出勤制度」を導入する場合は、その人事労務管理上の位置づけ等について事業場であらかじめルールを定めておく必要があります。

ア 情報の収集と評価

職場復帰の可否については、必要な情報を収集し、さまざまな視点から評価を行い総合的に判断することが大切です。

(ア) 労働者の職場復帰に対する意思の確認

(イ) 産業医等による主治医からの意見収集

診断書の内容だけでは不十分な場合、産業医等は労働者の同意を得た上で、必要な内容について 主治医からの情報や意見を収集します。

(ウ) 労働者の状態等の評価

治療状況及び病状の回復状況、業務遂行能力、今後の就業に関する労働者の考え、家族からの情報

(エ) 職場環境等の評価

業務及び職場との適合性、作業管理や作業環境管理に関する評価、職場側による支援準備状況 (オ)その他

その他必要事項、治療に関する問題点、本人の行動特性、家族の支援状況や、職場復帰の阳害要因等

収集した情報の評価をもとに……

イ 職場復帰の可否についての判断

職場復帰が可能か、事業場内産業保健スタッフ等が中心となって判断を行います。

職場復帰が可能と判断された場合……



以下の項目について検討し、職場復帰支援プランを作成します。

(ア) 職場復帰日

(イ) 管理監督者による就業上の配慮

業務サポートの内容や方法、業務内容や業務量の変更、段階的な就業上の配慮、治療上必要な配慮など

(ウ) 人事労務管理上の対応等

配置転換や異動の必要性、勤務制度変更の可否及び必要性

(エ)産業医等による医学的見地からみた意見

安全配慮義務に関する助言、職場復帰支援に関する意見

(オ) フォローアップ

管理監督者や産業保健スタッフ等によるフォローアップの方法、就業制限等の見直しを行うタイミング、今ての就業上の配慮や医学的観察が不要となる時期についての見通し

(カ) その他

労働者が自ら責任を持って行うべき事項、試し出勤制度の利用、事業場外資源の利用

[第4ステップ] 最終的な職場復帰の決定

第3ステップを踏まえて、事業者による最終的な職場復帰の決定を行います。

「第5ステップ 職場復帰後のフォローアップ

職場復帰後は、管理監督者による観察と支援のほか、事業場内産業保健スタッフ等によるフォローアップを実施し、適宜、職場復帰支援プランの評価や見直しを行います。

また、心の健康問題を抱えている労働者への対応はケースごとに柔軟に行う必要があることを踏まえ、主治医との連携を図ることが必要です。

職場復帰した労働者や当該者を支援する管理監督者、同僚労働者のストレス軽減を図るため、職場 環境等の改善や、職場復帰支援への理解を高めるために教育研修を行うことも重要です。

(4) プライバシーの保護

労働者の健康情報等は個人情報の中でも特に機微な情報であり、労働者の健康情報等は厳格に保 護されなければなりません。とりわけメンタルヘルスに関する健康情報等は慎重な取扱いが必要です。

(1) 情報の収集と労働者の同意等

取り扱う労働者の健康情報等の内容は必要最小限とします。労働者の健康情報等を収集する場合には、あらかじめ本人の同意を得て、本人を通して行うことが望まれます。これらを第三者へ提供する場合も、原則、本人の同意が必要です。

(2) 情報の集約・整理

労働者の健康情報等を取り扱う者とその者の権限を明確にします。情報は特定の部署で一元的に 管理し、業務上必要と判断される限りで集約・整理した情報を必要とする者に伝えられる体制が望まれます。

(3) 情報の漏洩等の防止

労働者の健康情報等の漏洩等の防止措置を厳重に講ずる必要があります。また、健康情報等を取り扱う者に対して、健康情報等の保護措置のため必要な教育及び研修を行います。

(4) 情報の取扱いルールの策定

健康情報等の取扱いについて、衛生委員会等の審議を踏まえて一定のルールを策定し、関係者に 周知することが必要です。

コラム

▶職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言

平成24年3月15日厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」において、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」が取りまとめられました。

暴言や仲間外しといった「職場のパワーハラスメント」は、近年、社会問題として顕在化していて、こうした行為は社員のメンタルヘルスを悪化させ、職場全体の士気や生産性を低下させるとも指摘されています。

提言では、働く人の誰もが、この問題の当事者となり得ることや取り組む意義を訴えるとともに、予防・解決に向け、職場の一人ひとりにそれぞれの立場からの行動を呼びかけています。

提言のポイント

- ○企業や労働組合はこの問題をなくすために取り組むとともに、その取組が形だけのものにならないよう、職場の一人ひとりにもそれぞれの立場から取り組むことを求める。
- ○トップマネジメントは、こうした問題が生じない組織文化を育てるために、自ら範を示しながら、その姿勢を明確に示すなどの取組を行うべき。
- ○上司は、自らがパワーハラスメントをしないことはもちろん、部下にもさせてはならない。 ただし、必要な指導を適正に行うことまでためらってはならない。
- ○職場の一人ひとりに期待すること
 - ・ 人格尊重: 互いの価値観などの違いを認め、互いを受け止め、人格を尊重し合う。
 - ・コミュニケーション:互いに理解し協力し合うため、適切にコミュニケーションを行うよ う努力する。
 - ・互いの支え合い:問題を見過ごさず、パワーハラスメントを受けた人を孤立させずに声を かけ合うなど、互いに支え合う。
- ○提言は、働く人の尊厳や人格が大切にされる社会を創っていくための第一歩。
- ○組織は対策に取り組み、一人ひとりは職場を見つめ直し、互いに話し合うことからはじめるよう期待する。

4. メンタルヘルス対策支援センター

(1) 事業の概要

メンタルヘルス対策支援センターは、メンタル不調の予防から職場復帰支援まで、職場におけるメンタ ルヘルス対策の総合窓口として全都道府県に設置されています。(厚生労働省委託事業)

(2) 事業の内容

1. 相談・問合せ

メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援までメンタルヘルス全般の取組みについて、事業場の産 業保健スタッフや人事労務担当者、事業主などから寄せられる様々な相談、問い合わせに、職場のメンタ ルヘルス対策に詳しい精神科医、心理職等産業保健系の専門家や労務管理に詳しい専門家が対応し、抱 える課題等の解決をお手伝いします。

また、労働者やその家族などからの相談、問い合わせにも対応し、状況に応じて適当な相談機関や医療 機関を紹介いたします。

なお、医療機関やカウンセリング機関ではありませんので、診療やカウンセリングは行うことはできません。

2. 訪問支援

事業場の関係方々からのご要望に応じ、職場のメンタルヘルス対策や労務管理に詳しい専門家 (「メンタルヘルス対策促進員」)が事業場に出向いて、事業場が職場のメンタルヘルス対策を進め るにあたっての助言・支援を行います。

平成25年度については、「管理監督者教育」と「職場復帰支援プログラムの作成」を重点的に支援 します。

3. 周知・情報提供

事業主団体等を対象としたメンタルヘルス対策・職場復帰支援プログラムについての周知を目的と した説明会を開催します。また、地域におけるメンタルヘルス関係機関等の情報をHP等を通じて発 信しています。



(3) 問合せ先

メンタルヘルス対策支援センター

東京地区 TEL 03-5211-4483 (13時~17時)

長野地区 TEL 026-223-0410 (9時~16時30分)

山梨地区 TEL 055-220-7040 (13時~17時)

千葉地区 TEL 043-202-3640 (9時~17時)

茨城地区 TFI 029-300-6030 (13時~17時)

上記以外の地域の問合せ先は、労働者健康福祉機構HP (http://www.rofuku.go.jp/) 内の「メンタル ヘルス対策支援センター」ページをご確認ください。

5. 過重労働による健康障害を防ぐために

過重労働による健康障害防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得 促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に 係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働 者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。

厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成18年3月17日付け 基発第0317008号、平成20年3月7日付け基発第0307006号及び平成23年2月16日付け基発 0216第3号で一部改正)を策定し、時間外、休日労働の削減、労働者の健康管理の徹底等を推 進しています。

1. 時間外・休日労働時間の削減

- ① 時間外・休日労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関 連性が強まると考えられています。36協定の締結に当たっては「労働基準法第36条第1項の協 定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に適合したものとなるようにする必要があり ます。
- ② 事業者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録することなど「労働時間の適 正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に基づき、労働時間の適正な把握を行う ものとします。



※上の図は、労災補償に係る「脳・心臓疾患の労災認定基準」の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえた ものです。

2. 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得しやすい職場環境づくりに努め、計画的付与制度の活用等により年次有給休 暇の取得促進を図ります。

3. 労働時間等の設定の改善

「労働時間等見直しガイドライン」に基づき必要な措置を講じるように努めます。

4. 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ① 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - ア 産業医および衛生管理者、衛生推進者等の選任(30~34ページ参照) 労働者数50人未満の小規模事業場では、地域産業保健センターの産業保健サービスを活用 しましょう (90ページ参照)。
 - イ 衛生委員会等の設置 (36ページ参照)
 - ウ 健康診断の実施(42ページ参照)
 - エ 健診結果に基づく適切な事後措置の実施(44ページ参照)
- ② 長時間労働者への医師による面接指導制度(26ページ参照) 時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者が申 し出た場合には、医師による面接指導を行う必要があります。
- ③ 過重労働による業務上の疾病を発生させた場合の措置 事業者は、過重労働による業務上の疾病を発生させた場合には、産業医等の助言を受け、又 は必要に応じて労働衛生コンサルタントの活用を図りながら、次により原因の究明及び再発防 止の徹底を図りましょう。

ア 原因の究明

労働時間の適正管理、労働時間及び勤務の不規則性、拘束時間の状況、出張業務の状況、交替制勤務・深夜勤務の状況、作業環境の状況、精神的緊張を伴う勤務の状況、健康診断及び面接指導等の結果等について、多角的に原因の究明を行うこと。

イ 再発防止

上記アの結果に基づき、衛生委員会等の調査審議を踏まえ、再発防止対策を樹立し、その対策 を適切に実施すること。

コラム

▶心理的負荷による精神障害の新しい労災認定基準

近年、精神障害の労災請求件数が大幅に増加しており、認定の審査には平均約8.6か月を要しています。このため、審査の迅速化や効率化を図るため、厚生労働省は平成23年12月26日付けで心理的負荷による精神障害の新しい労災認定基準を策定しました。

		心理的負荷による精神障害の新しい認定基準の概要
の業	評価の方法	1段階による評価 出来事+出来事後の総合評価
の評価基準の改善業務による心理的負荷	特別な出来事	「極度の長時間労働」を月160時間程度の時間外労働と明示 「心理的負荷が極度のもの」に強姦やわいせつ行為等を例示
学の心理	具体例	「強」「中」「弱」の心理的負荷の具体例を記載
学的負荷(ストレ	労働 時間	強い心理的負荷となる時間外労働時間数等を記載 ・発病直前の連続した2か月間に、1月当たり約120時間以上 ・発病直前の連続した3か月間に、1月当たり約100時間以上 ・「中」の出来事後に、月100時間程度 等
ž	評価期間	セクシャルハラスメントやいじめが長期間継続する場合には6か月を超えて評価
	複数の出来事	具体的な評価方法を記載 ・強+中又は弱 → 強 ・中+中 → 強又は中
		・中+弱 → 中 ・弱+弱 → 弱 近接の程度、出来事の数、その内容で総合判断
	発病者の悪化	発病後であっても特に強い心理的負荷で悪化した場合は労災対象とする
審査方法	医師の意見	判断が難しい事案のみ協議
等の改善	調査	業務以外の要因の調査を簡略化

(参考) 精神障害の労災認定要件

- ①認定基準となる精神障害を発病していること
- ②認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

6. 長時間労働者への医師による面接指導制度について

労働安全衛生法では、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を実施することが義務付けられています。常時50人未満の労働者を使用する事業場についても、平成20年4月1日から適用されています。また、この面接指導の対象とならない労働者についても、脳・心臓疾患発症の予防的観点から、面接指導または面接指導に準じた必要な措置(以下「面接指導等」という)を講ずるように努めましょう。

なお、労災認定された自殺事案には長時間労働であったものも多いことから、面接指導の際には、うつ病等のストレスが関係する精神疾患等の発症を予防するために、メンタルヘルス面にも配慮しましょう。

①面接指導等の実施の通知 (医師による面接指導又は面接指導等) の対象となる者)月100時間超の時間外・休 日労働を行い、疲労の蓄積 が認められる者(申出) 事業者 4事後措置の実施 ○月80時間超の時間外・休日 労働を行い、疲労の蓄積等 ■就業場所の変更、作業の転換 が認められる者(申出) ■労働時間の短縮、深夜業の回数の減少 ○事業場で定める基準に該当 ■衛生委員会等への報告等 する者 ※○印の者については面接指導又は 面接指導に準ずる措置の実施 (努力義務) の ■勤務状況・疲労の蓄積状況等の把握 ■メンタルヘルス面でのチェック ■把握結果に基づく必要な指導 医師 (産業医等)

面接指導等の実施に係る流れ

衛生委員会等で調査審議 [則第22条第9号]

○長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること



時間外・休日労働時間の算定【則第52条の2第2項】(毎月1回以上、一定の期日を決めて行う) 時間外・休日労働時間 時間外・休日労働時間 事業場で定めた 1月当たり100時間超 1月当たり80時間超 基準に該当 【則第52条の2第1項】 【則第52条の8第2項】 【則第52条の8第2項】 労働者からの申出【則第52条の3第1項】 労働者からの申出 (期日後概ね1月以内)【則第52条の3第2項】 【則第52条の8第3項】 ○産業医は要件に該当する労働者に対し申出を 行うよう勧奨【則第52条の3第4項】 医師による**面接指導**の実施 面接指導又は面接指導に 【法第66条の8第1、2項】 準ずる措置の実施 (申出後概ね1月以内)【則第52条の3第3項】 【法第66条の9、則第52条の8第1項】 ○医師が労働者の勤務の状況及び疲労の蓄積の 状況その他の心身の状況について確認 【則第52条の4】 医師からの**意見聴取**【法第66条の8第4項】 (面接指導後概ね1月以内)【則第52条の7】 面接指導の結果の記録を作成【法第66条の8第3項】 (5年間保存)【則第52条の6第1項】 ○労働者の疲労の蓄積の状況その他の心身の状 兄、聴取した医師の意見等を記載 況、聴取した医師の。 【則第52条の6第2項】 事後措置の実施【法第66条の8第5項】 ()就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短 縮、深夜業の回数の減少、衛生委員会等への 報告等の措置 :義務 :努力義務

法: 労働安全衛生法 則: 労働安全衛生規則



労働衛生管理の充実

1. 安全衛生管理体制について

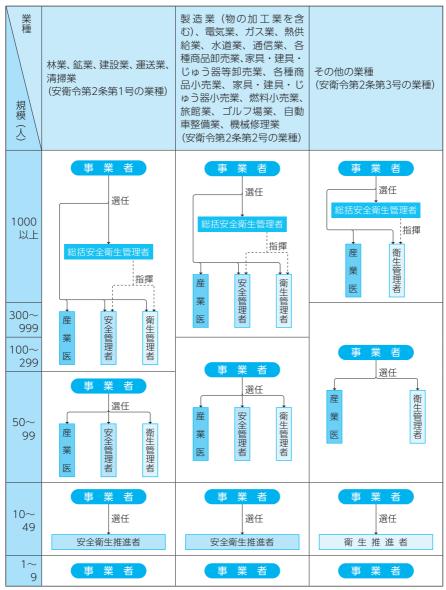
安全衛生委員会等の設置、総括安全衛生管理者等の選任が必要な事業場は、事業場の業種と規模 (常時使用する労働者数) によって異なります。下表及び次頁をご参照ください。

安全委員会・衛生委員会の設置が必要な事業場の規模

業種 委員会	林業、鉱業、建設業、運送業、 清掃業 (安衛令第2条第1号の業種)	製造業 (物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業 (安衛令第2条第2号の業種)	その他の業種 (安衛令第2条第3号の業種)
安全委員会	50人以上 ただし、運送業については、道路貨物運送業及び港湾運送業についてのみ50人以上、これ以外の運送業は100人以上	100人以上 ただし、製造業のうち木 材・木製品製造業、化学 工業、鉄鋼業、金属製品 製造業及び輸送用機械器 具製造業、自動車整備業 並びに機械修理業は50 人以上	設置の義務はありません
衛生委員会		業種にかかわらず 50人以上の事業場	

- ※ 安全委員会及び衛生委員会を設置しなければならない事業場はそれぞれの委員会に代えて安全衛生委員会を設置することができます(安衛法第19条第1項)。
- ※ 委員会設置が義務づけられていない事業場においては、関係労働者の意見を聴く機会を設けるよう求められています (安衛則第23条の2)。

総括安全衛生管理者等の選任



2. 衛生管理者等の選任

(1) 衛生管理者の選任 〔労働安全衛生法第12条〕

1. 衛生管理者

労働安全衛生法第12条では、一定の規模及び業務の区分に応じ「衛生管理者」を選任し、その 者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2. 衛生管理者の選任 (安衛則第7条)

衛牛管理者選仟のポイント

- ① 業種にかかわらず常時使用する労働者が50人以上の事業場は、衛生管理者を選任しなければならないこと。(選任事由が発生してから14日以内に選任)
- ② 事業場の規模により衛生管理者の人数は異なること(下表のとおり)。
- ③ 衛生管理者は原則として事業場に専属の者でなければならないこと。
- ④ 一定規模(1,001人以上)の事業場、または一定規模(501人以上)の事業場で坑内労働または一定の有害な業務に30人以上の労働者を従事させるものは、衛生管理者のうち1人を専任の衛生管理者(衛生管理者の職務のみを行う)とする必要があること(※1)。
- ⑤ 一定規模(501人以上)の事業場で一定の有害業務がある場合は、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者の中から選任する必要があること(※2)。
- ⑥ 衛生管理者の選任にあたっては、免許等の資格要件があること。なお、衛生管理者の資格要件 は事業場の業種によって異なること(次頁3参照)。

事業場の規模別による衛生管理者の人数、専任が必要な事業場、衛生工学衛生管理者免許所持者の中から選任が必要な事業場等は、下表のとおりです。

			衛生管理者の選任			
業種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)	衛生管理者 の人数	衛生管理者のうち1人を 専任とすることが必要 な事業場	衛生管理者のうち1人を 衛生工学衛生管理者免 許所持者から選任する ことが必要な事業場		
	50人未満	衛生管理者の選任義務は無し				
	50~200人	1人	該当なし			
すべて	201人~500人	2人				
の業種	501人~1,000人	3人	※1の①参照			
の未催	1,001人~2,000人	4人	該当	※2参照		
	2,001人~3,000人	5人	談当 (※1の②参照)			
	3,001人以上	6人	(X10)(2)(3)(R)			

※1 衛生管理者のうち1人を専任とすることが必要な事業場(安衛則第7条第5号)

(専任=専ら衛生管理者の職務をおこなう者。)

- ① 常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または労働基準法施行規則第18条 に掲げる有害業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの。
- ② 常時1.000人を超える労働者を使用するすべての事業場。
- ※2 衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許所持者から選任することが必要な事業場(安衛則第7条第6号)

常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または労働基準法施行規則第18条第1号(高熱物体取り扱い・暑熱)、3号(ラジウム放射線、エックス線、有害放射線)、4号(土石、獣毛等のじんあい、粉じん業務)、5号(異常気圧下)、9号(鉛、水銀、クロム等有害物質)に掲げる有害業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの。

3. 選任すべき者の資格要件 (安衛則第7条、第10条)

事業場の業種に従い選任できる衛生管理者の資格要件は、次のとおりです。

業種	免許等保有者
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど
その他の業種	上記のほか、第二種衛生管理者免許を有する者

4. 衛生管理者の定期巡視及び権限の付与 [安衛則第11条]

- (1) 衛生管理者は、主に次の業務を行うこととなっています。
 - ① 健康に異常のある者の発見及び措置
 - ② 作業環境の衛生上の調査
 - ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
 - ④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
 - ⑤ 労働衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
 - ⑥ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
 - ⑦ 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備など
- (2) 事業者は衛生管理者に、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければなりません。
- (3) 定期巡視

少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

※ 衛生管理者を選任したときは、「衛生管理者選任報告」を所轄の労働基準監督署長あてに提出する必要があります。82ページをご覧ください。

(2) 産業医の選任 (労働安全衛生法第13条)

1. 産業医

労働安全衛生法第13条では、一定規模以上の事業場について、一定の要件を有する医師のうち から「産業医」を選任し、労働者の健康管理等を行わせることとなっています。

2. **産業医の選任** (安衛則第13条)

産業医選任のポイント

- ① 業種にかかわらず常時使用する労働者が50人以上の事業場は、産業医を選任しなければなら ないこと。(選任事由が発生してから14日以内に選任)
- ② 事業場の規模により産業医の人数は異なること(下表のとおり)。
- ③ 一定規模(1,000人以上)の事業場、及び一定の有害な業務に500人以上の労働者を従事させ る事業場は、その事業場に専属の産業医を選任する必要があること(※1)。
- ④ 産業医の資格は、医師であって一定の要件等の資格要件があること(3.参照)。

事業場の規模別による産業医の人数、専属の産業医が必要な事業場等は、下記のとおりです。

	事業担の担告	産業医の選任			
業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)	産業医の人数	専属の産業医の選任が必要な 事業場		
	50人未満	産業医の選任義務は無し			
	50~499人		該当なし		
すべての業種	500人~999人	1人	※1の①参照		
07 A 1E	1,000人~3,000人		該当		
	3,001人以上	2人以上	(※1の②参照)		

※1 専属の産業医とすることが必要な事業場 (安衛則第13条第1項第2号)

(専属=その事業場に所属していること。)

- ① 労働安全衛生規則第13条第1項第2号(48ページ参照)で定める特定業務(有害な業務)に常 時500人以上の労働者を従事させる事業場。
- ② 常時1.000人以上の労働者を使用するすべての事業場。

3. 選任すべき者の資格要件 (安衞則第14条第2項)

医師であって、次のいずれかの要件を備えた者

① 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣 の指定する者が行うものを修了した者

- ② 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学で厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業し、その大学が行う実習を履修した者
- ③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者
- ④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師またはこれらの経験のある者
- ⑤ 平成10年9月末時点において、産業医としての経験が3年以上である者(事業者証明が必要です)

4. 産業医の職務 (安衛則第14条、第15条)

- (1) 産業医は、主に次の事項を行うこととされています。
 - ① 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための 措置に関すること
 - ② 作業環境の維持管理に関すること
 - ③ 作業の管理に関すること
 - ④ 労働者の健康管理に関すること
 - ⑤ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
 - ⑥ 衛生教育に関すること
 - ⑦ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

(2) 勧告等

産業医は労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等(上記の(1)の①~⑦の事項)について必要な勧告をすることができます。

また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告または衛生管理者に対する指導、助言をすることができます。

(3) 定期巡視

少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、 直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

※ 産業医を選任したときは、「産業医選任報告」を所轄の労働基準監督署長あてに提出する必要があります。82ページをご覧ください。

コラム

▶日本医師会の認定産業医制度とは

日本医師会は、産業医の資質向上と地域保健活動の一環である産業医活動の推進を図るため、所定のカリキュラムに基づく産業医学基礎研修50単位以上を修了した医師、又は、それと同等以上の研修を修了したと認められる医師に日本医師会認定産業医の称号を付与し認定証を交付しています。この認定証は、5年ごとに産業医学生涯研修20単位以上を修了した医師について更新されています。

(3) 安全衛生推進者、衛生推進者の選任 (労働安全衛生法第12条の2)

1. 安全衛生推進者、衛生推進者

労働安全衛生法第12条の2では、事業場規模10~49人の事業場について、安全衛生推進者(一 定の業種については、衛生推進者)を選任し、その者に事業場における安全衛生にかかる業務(衛 生推進者にあっては、衛生にかかる業務)を担当させることとなっています。

2. 安全衛生推進者(衛生推進者)の選任

安全衛生推進者(衛生推進者)を選任しなければならない事業場は、常時使用する労働者が10 ~49人で、業種は以下のとおりです。

選任すべき推進者	業種
安全衛生推進者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
衛生推進者	上記以外の業種

(選任すべき事中が発生した日から14日以内に選任することが必要です。)

3. 選任すべき者の資格要件 (安衛則第12条の3)

都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者、その他安全衛生推進者(衛生推進 者)の業務を担当するのに必要な能力を有すると認められる者(昭和63年9月5日 労働省告示第 80号 [安全衛生推進者等の選任に関する基準 | を参照]

4. 安全衛生推進者 (衛生推進者) の職務 [安衛法第12条の2]

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ⑤ その他労働災害を防止するために必要な業務
- ※ 衛生推進者にあっては、上記の職務のうち衛生にかかる事項。
- ※ 安全衛生推進者(衛生推進者)を選任したときは、事業場内の見やすい箇所に推進者の氏名を 掲示する等により周知する必要があります(安衛則第12条の4)。

コラム

▶事業場の規模と業種

「事業場」とは?

「事業場」の解釈としては、昭和47年9月18日付け発基第91号の第2の3「事業場の範囲」で示されております。

その中で、労働安全衛生法は、**事業場を単位として、その業種・規模等に応じて適用する**こととしており、事業場の適用単位は、労働基準法における考え方と同一です。

つまり、一の事業場であるか否かは主として場所的観念(同一の場所か離れた場所かということ)によって決定すべきであり、同一の場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とされています。

例外としては、場所的に分散しているものであっても規模が著しく小さく、組織的な関連や 事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性が無いものは、直近上位の機構と一括し て一の事業場として取り扱うとされています。

また、同一の場所にあっても、著しく労働の態様を異にする部門がある場合には、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることにより労働安全衛生法がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえることとしています。この例としては、工場内の診療所などがあげられます。

「事業場の業種」とは?

事業場の業種の区分については、「その業態によって個別に決するもの」とされており、 **事業場ごとに業種を判断する**ことになります。

例えば、製鉄所は製造業とされますが、その経営や人事の管理をもっぱら行っているその本社は「その他の事業」ということになります。

したがって、衛生管理者等の選任などが必要な事業場であるか否かは、上記によって判断される こととなり、例えば、企業規模(企業全体の労働者数)が300人の企業であっても、

本社 (労働者70人・その他の事業)

A支店(同60人・その他の事業)

B営業所(同20人・その他の事業)

C工場(同110人・製造業)

D工場(同40人・製造業)

のように事業場が分かれている場合、衛生管理者の選任が必要な 事業場は本社、A支店及びC工場であり、B営業所とD工場は労働 者数が50人未満なので衛生管理者の選任義務はありません。

また、衛生管理者を選任するに当たっては、本社とA支店は業種が「その他の事業」であるため、第2種衛生管理者免許を持っている者を衛生管理者として選任できますが、C工場は「製造業」であるため、第2種衛生管理者免許だけしか持っていない者については衛生管理者として選任できず、第1種衛生管理者免許や衛生工学衛生管理者免許等の資格を有する者の中から選任する必要があります。

3. 衛生委員会の設置と活動 (労働安全衛生法第18条)

1. 衛生委員会

労働安全衛生法第18条では、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに衛生委員会を設置 し、労働者の健康障害防止の基本対策等を調査・審議することとなっています。なお、委員会の設 置が義務づけられていない事業場では、関係労働者の意見を聴く機会を設ける必要があります(安 衛則第23条の2)。

2. 衛生委員会の設置

衛生委員会の設置が必要な事業場は、次のとおりです。

業種	事業場の規模(常時使用する労働者数)
すべての業種	50人以上

3. 衛生委員会の委員

- ① 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で事業の実施を統括管理する者もしくはこれに準ずる者で事業者が指名した者
- ② 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ③ 産業医のうちから事業者が指名した者
- ④ 事業場の労働者で衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者
- ※ この他、「事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士」を衛生委員会の 委員として指名することができます。

4. 委員の推薦

委員のうち、「総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で事業の実施を統括管理する者、もしくはこれに準ずる者で事業者が指名した者」以外の委員は、その半数は、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名することが必要です。

5. 衛生委員会の議長

委員のうち、「総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で事業の実施を統括管理する者、もしくはこれに準ずる者で事業者が指名した者」は1名とされており、この者が委員会の議長となります。

6. 調査・審議する事項 (安衛法第18条第1項、安衛則第22条)

- ① 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- ② 労働者の健康保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- ③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生にかかるものに関すること
- ④ その他労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
 - I 衛生に関する規程の作成に関すること
 - Ⅲ 法第28条の2第1項の危険性・有害性等の調査及びその結果に基づいて講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること
 - Ⅲ 安全衛生に関する計画(衛生に係る部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関すること
 - Ⅳ 衛生教育の実施計画の作成に関すること
 - V 法第57条の3第1項及び第57条の4第1項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果 (こ対する対策の樹立に関するごと
 - VI 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
 - VII 健康診断の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること
 - ▼ 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
 - IX 長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること
 - X 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること
 - XI 労働基準監督官、労働衛生専門官等から勧告・指導等を受けた事項のうち労働者の健康障害 防止に関すること

7. 衛生委員会の開催等について [安衛則第23条]

- ① 委員会の開催
 - 委員会は、毎月1回以上開催するようにしなければなりません。
- ② 議事の概要の周知
 - 委員会を開催するたびに、遅滞なく、議事の概要を以下の方法で労働者に周知する必要があります。
 - I 常時、作業場の見やすい場所への掲示または備え付け
 - Ⅱ 書面の労働者への交付
 - Ⅲ 磁気テープ・磁気ディスク等への記録とその内容を常時確認できる機器の各作業場への設置
- ③ 議事録の作成と保存
 - 委員会を開催したときは、議事録(議事で重要なものに係る記録)を作成し、3年間保存する 必要があります。

4』 派遣労働者の安全衛生管理のポイント

派遣労働者に対する労務管理および安全衛生管理については、管理する事項によって派遣元と派 遣先とで責任の所在が異なります。以下の表を参考に、適正な労務管理および安全衛生管理を実施 するようにしましょう。

(基は労働基準法、安は労働安全衛生法の略)

項目	根拠条文	派遣先	派遣元
労働時間	基32~32の5	0	
休日の管理	基35	0	
時間外および休日の労働の管理 (36協定の締結・届出は派遣元が行う)	基36	0	
時間外、休日および深夜の割増賃金	基37		0
年次有給休暇	基39		0
職場における安全衛生を確保する事業主の責務	安3	0	0
事業主等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務	安4	0	0
労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等	安9	0	0
総括安全衛生管理者の選任等	安10	0	0
安全管理者の選任等	安11	0	
衛生管理者の選任等	安12	0	0
安全衛生推進者の選任等	安12の2	0	0
産業医の選任等	安13	0	0
作業主任者の選任等	安14	0	
統括安全衛生責任者の選任等	安15	0	
元方安全衛生管理者の選任等	安15の2	0	
安全委員会の設置等	安17	0	
衛生委員会の設置等	安18	0	0
安全管理者等に対する能力向上教育等	安19の2	0	0
労働者の危険または健康障害を防止するための措置	安22~36	0	
危険性・有害性の調査	安28の2	0	
製造業等の元方事業者の講ずべき措置	安30の2	0	
定期自主検査	安45	0	
安全衛生教育 (雇入れ時)	安59第1項		0
安全衛生教育 (作業內容変更時)	安59第2項	0	0

項目	根拠条文	派遣先	派遣元
安全衛生教育(危険有害業務就業時)	安59第3項	0	
安全衛生教育(危険有害業務従事者)	安59第3項	0	0
職長教育	安60	0	
就業制限	安61	0	
中高年齢者等についての配慮	安62	0	0
事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助	安63	0	0
作業環境測定	安65	0	
作業環境測定結果の評価等	安65の2	0	
作業の管理	安65の3	0	
作業時間の制限	安65の4	0	
一般健康診断	安66第1項		0
特殊健康診断	安66第2項	0	
一般健康診断結果についての意見聴取	安66の4		0
特殊健康診断結果についての意見聴取	安66の4	0	
健康診断(健康診断の結果に基づく作業転換等の措置)	安66の5	0	0
一般健康診断の結果通知	安66の6		0
特殊健康診断の結果通知	安66の6	0	
医師等による保健指導	安66の7		0
医師の面接指導等	安66の8		0
区間の国族指导等	安66の9		0
病者の就業禁止	安68	0	
健康の保持増進のための措置	安69	0	0
健康教育等	安69	0	0
体育活動等についての便宜供与等	安70	0	0
安全衛生改善計画等	安78	0	
機械等の設置、移転に係る計画の届出、審査等	安88	0	
申告を理由とする不利益取扱禁止	安97	0	0
使用停止命令等	安98	0	
報告等	安100	0	0
法令の周知	安101	0	0
書類の保存等	安103	0	0
事業者が行う安全衛生施設の整備等に関する国の援助	安106	0	0
疫学的調査等	安108の2	0	0

~OSHMS指針が改正され、平成18年4月1日から適用になりました~

労働災害のさらなる減少を図るためには、個人の経験と能力のみに依存せず、危険性又は 有害性を特定して、リスクの見積り及び優先度に応じたリスクを低減させる措置を組織的かつ 体系的に実施することが重要です。

平成11年に制定された「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」は自主的な安全衛生活動の促進に大きな役割を果たしてきましたが、労働安全衛生法の改正(法第28条の2)を踏まえ、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」と相まって、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の適切な実施を促進するために労働安全衛生規則第24条の2に基づき、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」が改正されました。改正された指針は平成18年4月1日から適用されています。

労働安全衛生マネジメントシステムの定義(指針第3条)

事業場において、「安全衛生に関する方針の表明」「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」「安全衛生に関する目標の設定」「安全衛生に関する計画の作成、実施、評価、改善」を体系的、継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるもの。

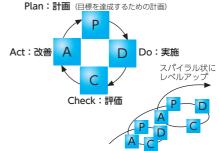
事業者の行うべき調査等(労働安全衛生法第28条の2)

労働安全衛生法第28条の2により事業者は危険性有害性等の調査(リスクアセスメント)を行うことが努力義務とされています。労働安全衛生法第28条の2第2項に基づき危険性又は有害性等の調査等に関する指針(P成18年3月10日公示))が示されています。リスクアセスメントとは、労働者の就業に係る危険性または有害性を特定し、これに対する対策を検討する一連の流れです。 労働安全衛生の対策をPDCAサイクルで

事業者はリスクアセスメントの結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

この指針は、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置づけられるものです。

※OSHMS: Occupational Safety&Health Management System (労働安全衛生マネジメントシステム) 方側女王衛王の対束をPDCAリインル(



事業者による安全衛生方針の表明 PDCAサイクル 基本要素 危険性又は有害性等の調査の実施 (P) 体制の整備 安全衛生目標の設定 (P) 労働者の 意見の反映 緊急事態への 安全衛生計画の 作成 (P) 対応等 (P) 安全衛生計画の実施等 (D) 明文化 日常的な点検、改善等(C·A) 労働災害発生原因の調査等 (C・A) 記録 システム監査の実施 (C) 改善(A) システムの見直し

労働安全衛生マネジメントシステムの流れ図

1. 健康診断

(1) 健康診断の基本

労働安全衛生法等で事業者に実施が義務づけられている健康診断の基本

- ① 健康診断の実施は事業者の責任であること
- ② 健康診断は判定を含め医師が行うこと
- ③ 健康診断の実施方法(健診項目等)は、厚生労働省令の定めによること
- ④ 健康診断は事後措置等が行われることに意義があること

(2) 健康診断の種類

一般健康診断……労働安全衛生法第66条第1項に定められた健康診断で、労働者の一般的な健康状態を調べる健康診断。

特殊健康診断……労働安全衛生法第66条第2、3項に定められた健康診断で、じん肺法第3条に定められている健康診断を含めていう。労働衛生対策上、特に有害であるといわれている業務に従事する労働者等を対象として実施する健康診断で、有害業務に起因する健康障害の状況を調べる健康診断。

(3) 一般健康診断

雇入時の健康診断(安衛則第43条)

…常時使用する労働者を雇い入れる際に実施。

定期健康診断(安衛則第44条)

…常時使用する労働者に1年以内ごとに1回実施。

特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)

…深夜業を含む業務等、安衛則第13条第1項第2号の業務(48ページ参照)に常時従事する 労働者について配置替えの際及びその後6か月以内ごとに実施。

海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)

…労働者を6か月以上海外に派遣する際及び6か月以上海外に派遣した労働者を帰国させ国内の業務に就かせる際に実施。

給食従業員の検便(安衛則第47条)

…給食従業員を雇い入れの際、当該業務へ配置換えの際に実施。



	特殊健康診断の種類	対象業務等	根拠条文
じん肺法	じん肺健康診断	じん肺則別表に掲げる粉じん作業従 事者等(じん肺則第2条、同則別表)	じん肺法第3条 じん肺法第8条〜第9条の2
	高気圧業務健康診断	高圧室内業務又は潜水業務 (安衛法施行令第22条第1項第1号)	高圧則第38条
	電離放射線健康診断	エックス線、その他の電離放射線に さらされる業務 (安衛法施行令第22条第1項第2号)	電離則第56条
	除染等電離放射線健康診断	除染等業務(P79参照)	除染電離則第20条
	鉛健康診断	鉛等を取扱う業務 (安衛法施行令第22条第1項第4号)	鉛則第53条
	四アルキル鉛健康診断	四アルキル鉛の製造、混入、取扱いの業務 (安衛法施行令第22条第1項第5号)	四アルキル則第22条
兴	有機溶剤等健康診断	屋内作業場等(第3種有機溶剤は、 タンク等の内部に限る)における有 機溶剤業務 (安衛法施行令第22条第1項第6号)	有機則第29条
労働安全衛生法	特定化学物質健康診断	1. 安衛法施行令第22条第1項第3 号の業務(石綿等を取り扱い、 又は試験研究のため製造する業 務を除く) 2. 安衛法施行令第22条第2項に掲 げる物(石綿等を除く)を過去 に製造し、又は取り扱っていた ことのある労働者で現に使用し ているもの	特化則第39条 同則別表第3、第4
	石綿健康診断	1. 石綿等の取り扱い、又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務 2. 過去に石綿等を製造、又は取り扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているもの	石綿則第40条
	歯科医師による健康診断	安衛法施行令第22条第3項に掲げる業務	安衛則第48条

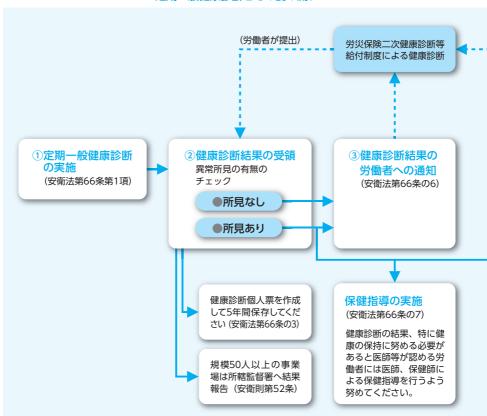
(5) 行政指導による健康診断(指導勧奨)

VDT健康診断、騒音健康診断、腰痛健康診断等、計30の業務について、行政指導による健康診 断が定められています。

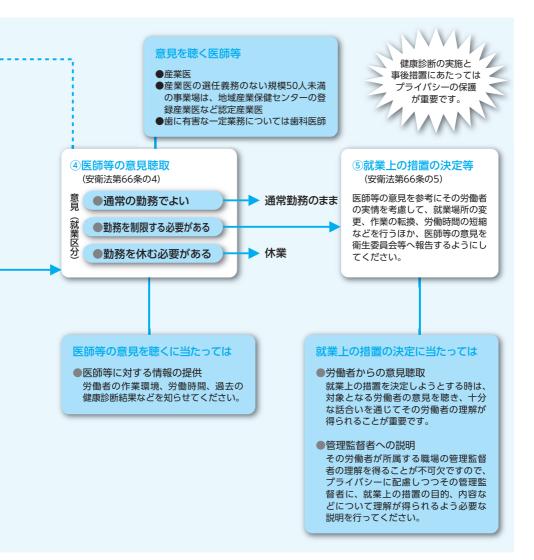
[※] 次の (5) の「行政指導による健康診断」を特殊健康診断に含めることがあります。 ※ エチレンオキシド、ホルムアルデヒドの製造取扱いの業務については、6か月以内ごとに1回の特定業務従事者の健康診断が必要。 ※ 特殊健康診断の結果について、一般健康診断と同様、平成18年4月1日より労働者への通知が義務づけられています。

2 健康診断の実施と事後措置の概要

定期一般健康診断とその後の流れ



- ※ 一般健康診断を実施した場合の事業者が講じる労働者にかかる事後措置等の流れです。このほか、特殊健康診断の事後措置、自発的健康診断受診者がその結果を提出した場合の事後措置等があります。
- ※ 事後措置にあたっては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成20年1月31日 改正)に留意してください。
- ※ 医師等とは、医師または歯科医師。



3. 一般健康診断項目

(1) 雇入時の健康診断 (労働安全衛生規則第43条)

常時使用する労働者を雇い入れた際は、次の項目の健康診断を行わなければなりません。健康診 断項目の省略はできません。

健康診断項目	省略基準 (医師の判断による)
○既往歴および業務歴の調査 ○自覚症状および他覚症状の有無の検査 ○身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査 ○胸部エックス線検査 ○血圧の測定 ○貧血検査(赤血球数、血色素量) ○肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ○血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) ○血糖検査(HbA1cでも可) ○尿検査(尿中の糖および蛋白の有無の検査) ○心電図検査	雇入時の健康診断は、医師の判断によ り省略可能な項目はありません。

- 聴力検査は、1,000Hz及び4,000Hzの30dBで純音を用いて、オージオメーターで検査します。
- ※ 心電図検査は、安静時標準12誘導心電図を記録します。
- ※ 血糖検査については、一般的な血中グルコースの量の検査によるほか、糖化ヘモグロビンA1c (HbA1c) の検 査によることも差し支えありません。

コラム

▶一般健康診断における「常時使用する労働者」とは?

パート労働者等の短時間労働者が「常時使用する労働者」に該当するか否かについては、平成 19年10月1日付け基発第1001016号通達で示されています。その中で、一般健康診断を実施すべ き「常時使用する短時間労働者」とは、次の①と②のいずれの要件をも満たす場合としています。

- ① 期間の定めのない契約により使用される者であること。なお、期間の定めのある契約により使 用される者であっても、更新により1年以上使用されることが予定されている者、及び更新によ り1年以上使用されている者(なお、特定業務従事者健診(安衛則第45条の健康診断)の対象と なる場合は、6か月以上使用されることが予定され、又は更新により6か月以上使用されている者) は対象となります。
- ② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週 間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

上記の①と②のどちらも満たす場合、常時使用する労働者となりますが、上記の②に該当しない 場合であっても、上記の①に該当し、1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事 する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の概ね2分の1以上である者に対しても一般健康診断を 実施するのが望ましいとされています。

(2) 定期健康診斷 〔労働安全衛生規則第44条〕

常時使用する労働者について、1年以内ごとに1回、定期的に次の項目の健康診断を行わなければなりません。

健康診断項目	省略基準(医師の判断による)
○既往歴および業務歴の調査 ○自覚症状および他覚症状の有無の検査	
○身長、体重、腹囲、視力および聴力※の検査 【平成20年4月1日より「腹囲の検査」が追加されました】	・身長 20歳以上 ・聴力 45歳未満(35歳・40歳を除く)は、 下記*以外の方法で可 ・腹囲 「35歳を除く40歳未満の者」など
○胸部エックス線検査およびかくたん検査	40歳未満の方で、ア)5歳ごとの節目の年の方、イ)感染症法により対象となっている方、ウ)じん肺法で対象となっている方、以外の方で医師が必要でないと認めるときは省略できます。
○血圧の測定	
○貧血検査(赤血球数、血色素量) ○肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ○血中脂質検査(LDLコレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド) ○血糖検査(HbA1cでも可)	40歳未満(35歳を除く)
○尿検査(尿中の糖および蛋白の有無の検査)	・「尿中の糖の有無の検査」の省略基準は平成 20年4月1日に廃止されました
○心電図検査	40歳未満 (35歳を除く)

[※] 聴力検査は、1,000Hzの30dBおよび4,000Hzの40dBで純音を用いて、オージオメーターで検査します。

なお、特定健康診査とは高齢者医療確保法に基づいて行われるもので、医療保険者(組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険)が40歳から70歳の加入者(被保険者・被扶養者)に対して実施することになっているなど、労働安全衛生法に基づく健康診断とは異なる点があります。

(3) 特定業務従事者の健康診断 (労働安全衛生規則第45条)

下表に示した特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際および6か月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければなりません。

ただし、胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回、定期に行えば足りることとされています。

- ※ 45歳未満(35・40歳を除く)の者の聴力検査は、医師の判断により他の方法を用いてもよいことになっています。年2回の聴力検査のうち後半の1回は、医師が適当と認める方法を用いてもよいことになっています。
- ※ 年2回の貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査のうち1回は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができます。

○特定業務一覧

労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務(常時従事する労働者に限る)(安衛則第45条)

- イ) 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 口) 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ)ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 二)土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ) 異常気圧下における業務
- へ) さく岩機、鋲打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト) 重量物の取扱い等重激な業務
- チ) ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ) 坑内における業務
- ヌ) 深夜業を含む業務
- ル)水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その 他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ) 鉛、水銀、クロム、砒素、黄リン、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化 炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気ま たは粉じんを発散する場所における業務
- ワ) 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ) その他厚生労働大臣が定める業務 (未制定)

(4) 海外派遣労働者の健康診断 [労働安全衛生規則第45条の2]

労働者を6か月以上海外に派遣しようとするときは、あらかじめ健康診断を行わなければなりません。 また、6か月以上海外勤務した労働者を帰国させ、国内の業務に就かせるときも、健康診断を行わなければなりません。

(5) 女性労働者の母性健康管理

女性の職場進出が進み、妊娠中又は出産後も働き続ける女性が増加するとともに、少子化が一層進行する中で、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを生むことができる条件を整備することは、重要な課題です。このような課題に対処するため、男女雇用機会均等法では母性健康管理措置について、労働基準法では母性保護規定について定めています。

① 男女雇用機会均等法における母性健康管理の概要

- 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保(均等法第12条関係) 事業主は、女性労働者が妊娠中及び出産後の女性労働者のための保健指導または健康診査 を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。
- 指導事項を守ることができるようにするための措置(均等法第13条関係) 妊娠中及び出産後の女性労働者が健康診査等を受け、主治医等から指導を受けた場合は、 その女性労働者が、受けた指導を守ることができるようにするために、事業主は、勤務時間 の変更や勤務の軽減等必要な措置を講じなければなりません。

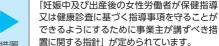
~ 「母性健康管理指導事項連絡カード」について~

仕事を持つ妊産婦が主治医等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容が事業主 に的確に伝えられるようにするため、このカードを利用してください。

カードの様式は厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。

事業主が講じなければならない措置

- 妊娠中の通勤緩和
- ・ 妊娠中の休憩に関する措置
- ・ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置



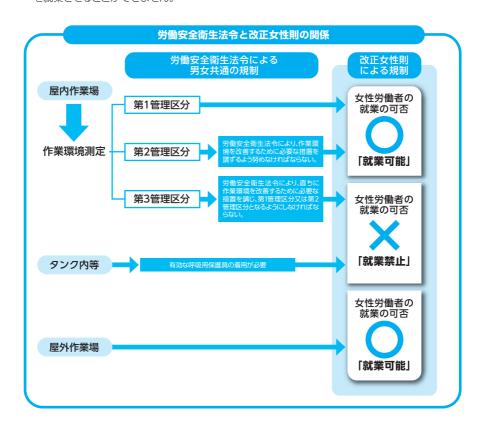
○ 妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止(均等法第9条関係)

② 労働基準法における母性保護規定の概要

- ・ 産前、産後の休業 (労基法第65条第1項・第2項)
- ・ 好婦の軽易業務への転換(労基法第65条第3項)
- ・ 妊産婦等の危険有害業務の就業制限(労基法第64条の3)
- ・ 妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限(労基法第66条第1項)
- ・ 妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限(労基法第66条第2項・第3項)
- 育児時間(労基法第67条)

(6) 改正女性則による就業制限

① 労働安全衛生法令と改正女性則 (平成24年10月1日施行) ②の25の対象物質を取り扱う場所で以下の場合、妊娠の有無や年齢などにかかわらず女性労働者を就業させることができません。



② 就業制限対象物質と管理濃度

以下の26の物質が規制の対象となります。これらは同時に、労働安全衛生法に基づく「特定化学物質障害予防規則」「有機溶剤中毒予防規則」「鉛中毒予防規則」の適用を受けます。

事業主は、女性則に基づく措置とは別に、労働安全衛生法令に基づき、局所排気装置等による発 散抑制措置、作業環境測定、健康診断などを実施してください。

	特定化学物質予防規則の適用を受けるもの				
		物質名	管理濃度		
	1	塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m ³		
3%	2	アクリルアミド	O.1mg/m ³		
* 1 3	3	エチルベンゼン	20ppm		
٥,	4	エチレンイミン	0.05ppm		
	5	エチレンオキシド	1ppm		
	6	カドミウム化合物	0.05mg/m ³		
<u>*</u>	7	クロム酸塩	0.05mg/m ³		
	8	五酸化バナジウム	0.03mg/m ³		
`	9	水銀およびその無機化合物 (硫化水銀を除く)	0.025mg/m ³		
* 2	10	塩化ニッケル(Ⅱ)(粉状のものに限る)	O.1mg/m ³		
2	11	砒素化合物(アルシンと砒化ガリウムを除く)	0.003mg/m ³		
•	12	ベータープロピオラクトン	0.5ppm		
	13	ペンタクロルフェノール(PCP)および そのナトリウム塩	O.5mg/m³		
	14	マンガン (注)マンガン化合物は対象となりません。	O.2mg/m³		

鉛中毒予防規則の適用を受けるもの			
	物質名	管理濃度	
15	鉛およびその化合物	0.05mg/m ³	
15	鉛およびその化合物	0.05mg/m	

有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるもの			
	物質名	管理濃度	
16	エチレングリコールモノエチルエーテル (セロソルブ)	5ppm	
17	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート(セロソルブアセテート)	5ppm	
18	エチレングリコールモノメチルエーテル (メチルセロソルブ)	0.1ppm	
19	キシレン	50ppm	
20	N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm	*
21	スチレン	20ppm	~
22	テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)	50ppm	
23	トリクロルエチレン	10ppm	
24	トルエン	20ppm	
25	二硫化炭素	1ppm	
26	メタノール	200ppm	

^{**1} 上記3のエチルベンゼンは、平成25年1月1日から規制の対象と 26 メ なります。 **2 カドミウム、クロム、パナジウム、ニッケル、砒素の金属単体は対象となりません。 **3 上記3.16~26の効質を今れ戸を増加し、アケ連盟の場合である。

注意事項

- 1.化学物質が発散する場所での女性労働者の就業禁止は、妊娠の有無、年齢などにかかわらず、全ての女性労働者が対象になります。
- 2.労働安全衛生法に基づき、直ちに作業環境の改善が必要であるにもかかわらず、これ を怠って女性労働者が就業できない環境のままとし、就業させないことは、男女雇用 機会均等法違反になります

4. 健康管理の充実

(1) 深夜業に従事する労働者の自発的健康診断

深夜業については、公益上・生産技術上の必要性や国民のニーズの多様化等から広く行われてい ます。一方、人間の有する一日単位のリズムに反して働くというその特性から健康へ影響を及ぼす 可能性があると指摘されています。

このため、深夜業従事者の健康管理を充実するために「深夜業従事者の自発的健康診断」の制度 が定められています(労働安全衛生法第66条の2)。

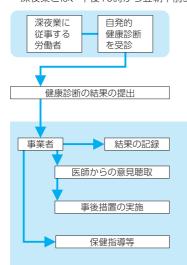
この制度の内容は、次のとおりです。

- ① 深夜業に従事する労働者であって、一定の要件に該当するものは、自ら受けた健康診断(自 発的健康診断) の結果を事業者に提出できること。
- ② 事業者は、提出された健康診断の結果により、定期健康診断と同様に事後措置等を講じる 必要があること。

深夜業従事者で一定の要件とは?

常時使用される労働者であって、当該健康診断を受けた日前6か月間を平均して1か月4回以上 (したがって、6か月間に24回以上)の深夜業に従事した人です。(安衛則第50条の2)

深夜業とは、午後10時から翌朝午前5時までの業務をいいます。



- ・結果を提出できる者は、上記の①に該当する労働者です。
- ・提出できる健康診断の結果の項目は、定期一般健康診断と 同一の項目です。
- ・提出された健康診断の結果を記録しておかなければなりま せん。
- ・有所見者について、労働者の健康を保持するための必要な 措置について医師の意見を聴く必要があります。
- ・医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、その労 働者の実情を考慮して、作業転換、深夜業の回数の減少等 の事後措置を講じなければなりません。
- 特に健康の保持に努める必要があると認める者に対し、保健 師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

(2) 労災保険による二次健康診断 ~二次健康診断等給付について

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち直近のもの(一次健康診断)において、「過労死」等(業務上の事由による脳血管疾患又は心臓疾患の発症)に関連する血圧測定等の項目について異常の所見が認められる場合に、労働者の請求に基づき労災保険制度による「二次健康診断等給付」として、脳血管及び心臓の状態を把握するための「二次健康診断」並びに脳血管疾患及び心臓疾患の発症の予防を図るための医師等による「特定保健指導」を無料で受けられるものです。(※労災保険制度に特別加入されている方は対象外です。)

1. 給付を受けるための要件

- (1) 一次健康診断の結果、次の4つの検査項目の全てに異常の所見が認められること。 ①血圧検査、②血中脂質検査、③血糖検査、④腹囲の検査又はBMI(肥満度)の測定
- (2) 脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していないこと。

2. 二次健康診断等給付の内容(1年度内につき1回に限ります)

- 二次健康診断及び特定保健指導の内容は次のとおりです。
- (1) 二次健康診断
 - (イ) 空腹時血中脂質検査
- (□) 空腹時血糖値検査
- (ハ) ヘモグロビンA1c検査
- (二) 負荷心電図検査又は胸部超音波検査
- (木) 頸部超音波検査

を除きます。

- (へ) 微量アルブミン尿検査
- (2) 特定保健指導(二次健康診断1回につき1回)
 - (イ) 栄養指導 (口) 運動指導 (ハ) 生活指導
 - ※ 但し、(1) の二次健康診断の結果、脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していると診断された場合

3. 二次健康診断等給付の受け方

- (1) 二次健康診断等給付を受けることができる病院 労災病院、都道府県労働局長が指定する病院等(「健診給付病院等」)
- (2) 二次健康診断等給付の請求の方法

「二次健康診断等給付請求書」に必要事項を記入し、事業主の証明を受け、一次健康診断の結果の写しを添付して健診給付病院等を経由して都道府県労働局長に提出してください。

※ 一次健康診断を受診後3か月以内に請求する必要があります。また、同一年度に1回のみ受けることができます。

4. 事業者の措置について

二次健康診断を受けた労働者から、その結果を証明する書類が提出された場合は、事業者は 労働安全衛生法に基づき、医師の意見を聴き、事後措置を講じる必要があります。

1~3の詳細については、東京労働局労災補償課(TEL 03-3512-1617)へ、4については、東京労働局健康課 (TEL 03-3512-1616) へお尋ねください。



健康の保持増進

働く人の心とからだの健康づくり~THP

今、なぜTHP?

これまでの健康管理では、病気の早期発見や治療に重点が置かれていました。このため、検査結 果が異常なしの人は、健康管理の対象外とみなされがちでした。しかし、異常なしと判定された人 の中にも、糖尿病や高血圧などのいわゆる生活習慣病の予備軍といわれる人が多く含まれています。 THPでは、個人の生活習慣を見直し、若い頃から継続的で計画的な健康づくりを進めることで、働 く人がより健康になることを目標としています。

東京労働局「定期健康診断実施結果」調によると定期健康診断の有所見率(何らかの異常が認め られた人の割合) は、平成24年は51.3%でした。

健康づくり計画

THPの具体的な進め方は

厚生労働大臣の指針(「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」)に示されており、 健康測定を行いその結果に基づいた運動指導・保健指導・栄養指導・メンタルヘルスケアを行うこ とが基本ですが、その際、事業場や個人の実状に応じた進め方が望まれます。

健康測定

問診・診察 生活状況調査 医学的検査 運動機能検査 既往歴 診察所見 什事の内容 形態 筋力 通勤方法 循環機能 筋持久力 業務歴 生活リズム 家族歴 血液 柔軟性 趣味・し好 白覚症状 呼吸機能 敏捷性 運動習慣・運動歴 尿・その他 平衡性 その他 全身持久性 食生活 メンタルヘルス



□腔保健 その他

働く人の健康は大きな社会資源です







バランスの良い食事 リフレッシュ



健康の保持増進





生活習慣の偏り

運動不足 食べすぎ・偏食 ストレスの増大

生活習慣病

THPとは

トータル・ヘルスプロモーション・プランの略称で、労働安全衛生法に基づき、すべての人 を対象に心とからだの両面からトータルな健康づくりを目指した運動です。

健康指導 (実践)

運動指導 [運動実践]

健康的な生活習慣を確立するための運動 プログラム作成

プログラムに基づく運動実践の指導援助



食習慣・食行動の評価とその改善指導



産業栄養指導担当者

保健指導

業務形態や生活習慣に配慮した健康的な 生活のための指導・教育

(睡眠・喫煙・飲酒・□腔保健その他)



産業保健指導担当者

メンタルヘルスケア

ストレスに対する気づきの援助 リラクゼーションの指導

良好な職場の雰囲気づくり



以 快適職場の形成

1. 快適職場づくり

1. 快適職場づくりが求められています

近年の技術革新の進展に伴い、雇用形態、就業構造の多様化が進んでいます。このような職場環境の変化に伴い、労働者がストレスや疲労を訴えるケースが増えてきています。快適な職場をつくることは、労働者の有する能力の有効な発揮や職場の活性化にも役立つと考えられます。

2. 快適職場とは

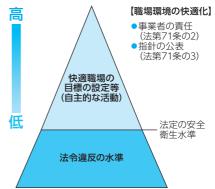
快適な職場環境を形成することは、労働安全衛生法第71条の2の規定により事業者の努力義務とされており、厚生労働大臣による、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(快適職場指針)が公表されています。

「快適職場づくり」とは、法令等の基準を超えた高い安全衛生水準を自主的な目標として定め、 その実現に向かって継続的に努力することです。

3. 快適職場指針のポイント

快適職場指針には、快適職場づくりを進めるための措置として、

法定安全衛生水準と職場の快適化との関係



1. 作業環境の管理、2. 作業方法の改善、3. 労働者の心身の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備(休憩室等の施設の設置・整備)、4. その他の施設・設備(洗面所・トイレ等の施設・設備)の維持管理、の4つの事項が示されています。

2 職場における喫煙対策

職場における喫煙対策は、平成8年2月に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が定められてから着実に進展しました。

喫煙対策については、平成15年5月1日から施行された健康増進法で、事務所その他多数の者が利用する施設を管理する者に対して、受動喫煙防止対策を講じることが努力義務化されるなど、受動喫煙防止対策のさらなる充実が求められるようになりました。そこで厚生労働省は、平成15年5月に新たに「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」)を定めました。

労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図るためにも、事業者は、ガイドラインを参考に、事業場の実態に即した喫煙対策に積極的に取り組むようにしましょう。

ガイドラインにおける喫煙対策の基本

職場における喫煙対策の方法としては、事業場全体を常に禁煙とする「全面禁煙」、一定の場所のみでの喫煙を認める「空間分煙」などがありますが、このガイドラインは空間分煙を原則的な方法とする場合を想定しています。

ガイドラインの概要

1 設備対策

受動喫煙を確実に防止する観点から、可能な限り、非喫煙場所にたばこの煙が漏れない喫煙室の設置を推奨しています。

2 喫煙室等に設置する喫煙対策機器

空気清浄装置はガス状成分を除去できないという問題点があるので、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策を推奨しています。

やむをえない措置として、空気清浄装置を設置する場合には、喫煙室等の換気に特に気を つけなければなりません。

3 職場の空気環境

職場の空気環境の基準としては、喫煙室等から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの流入を防止するために、喫煙室等と非喫煙場所との境界では、喫煙室等に向かう気流の風速を0.2m/s以上とするよう必要な措置を講じるものとしています。

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、2020年までの目標として、「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられています。厚生労働省では、この目標の達成に向け、事業場の取組を促進するため、喫煙室設置の際の財政的支援、受動喫煙防止対策に関する技術的な問い合わせに対応する専門家による相談対応などの技術的支援を行うこととしています。さらに、関係団体、学識関係者、労使等から構成される円卓会議を開催し、業種別の取組内容や国民のコンセンサスの形成のための施策等について議論することとしています。

コラム

▶受動喫煙防止対策に関する相談窓□

職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者の方を支援するため、労働衛生コンサルタント等の専門家が、現在の喫煙状況、事業の内容、建物の構造といった職場環境に応じた適切な対策が実施できるよう、個別に相談・助言を行っています。費用はいずれも無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

■相談ダイヤル: 050-3537-0777

■受付時間:平円9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

■費 用 等:無料(以下の「専門家による電話相談」「実地指導」どちらも)

■U R L: http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke (平成25年度事業受託者:一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会)

たばこ煙濃度等の測定のための機器の貸与

たばこ煙の濃度及び喫煙室の換気の状態を把握し、職場における効率的な受動喫煙防止対策を行うために必要な測定機器として、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行います。(貸出機器の往復の送料のみ負担が必要です)

※初めての方も簡単に測定でき、測定結果との比較により、職場の空気環境の基準を満たしている か確認できます。

■申込受付ダイヤル: 050-3642-2669

※上記ダイヤルで貸出機器の使用方法に関するご相談も受け付けています。

■申込受付FAX: 0288-50-1086

■URL:http://urx.nu/3RJD

(平成25年度事業受託者:株式会社アマラン)

受動喫煙防止対策助成金制度

この助成金は、中小企業の事業主が喫煙室以外での喫煙を禁止するために喫煙室を設置する取組 に対し助成することにより、事業場における受動喫煙防止対策を推進することを目的としていま す。

○対象事業主 労働者災害補償保険の適用事業主である中小企業事業主の方

(業種、資本金、労働者数により対象が異なります)

○助成対象 一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

○助成率、助成額 喫煙室の設置に係る経費の2分の1 (上限200万円)

○お問い合わせ先 都道府県労働局労働基準部健康安全課(又は健康課)

3. 職場のソフト面の快適化のすすめ

快適職場調査 (ソフト面) の活用による 職場の心理的・制度的側面の改善

職場環境のソフト面を把握し、職場環境のソフト面の快適化を促進し、もっと快適な職場環境の形成に資することを目的とする「職場のソフト面の快適化のすすめ」が示されました。

基本的な取組みの流れ

- 1 方針の決定・体制の整備等
 - ① トップによる取組み実施の決定
 - ② 推進スタッフの選任等
 - ③ 快適職場づくりの周知、キャンペーン等の実施
- 2 快適職場調査の実施と分析
 - ① 快適職場調査の実施
 - ② 集計結果の評価・分析
 - ③ 評価・分析結果の報告等
- 3 対策の樹立と実行
 - ① 問題点・課題の抽出、整理
 - ② 改善策の検討、立案
 - ③ 改善策の決定と実行

※特徴は、職場環境のソフト面を把握するために、ソフト面の7領域に分けた「快適職場調査(ソフト面)」を行い、7領域ごとに分析することにより問題点が明確になる。

快適職場調査の7領域 (領域1 キャリア形成・人材育成 (領域2 人間関係 (領域3 仕事の裁量性 (領域4 処遇 (領域5 社会とのつながり (領域6 休暇・福利厚生 (領域7 労働負荷

| 職業性疾病の予防

1. 化学物質のリスクアセスメント指針

指針の名称

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成18年3月30日)

(1) 指針の趣旨

「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」が廃止され、新たに「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が策定されています。

この指針は「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」の化学物質に係る詳細事項を定めたもので、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものによる危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置が各事業場において適切かつ有効に実施されるよう、その基本的な考え方及び実施事項を定め、事業者による自主的な安全衛生活動への取組を促進することを目的とするものです。

この指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置づけられます。

(2) 実施内容

事業者は、調査及びその結果に基づく措置として、次に掲げる事項を実施する必要があります。

- ① 化学物質等による危険性又は有害性の特定
- ② ①により特定された化学物質等による危険性又は有害性等によって生ずるおそれのある、負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合 (=リスク) の見積り
- ③ ②の見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置 (=リスク低減措置)内容の検討
- ④ ③の優先度に対応したリスク低減措置の実施

2 化学物質等の表示・文書交付制度

職場で化学物質を取扱う際に、その危険性又は有害性、適切な取扱い方法等を知らなかったことによる爆発、中毒等の労働災害が依然として発生しています。

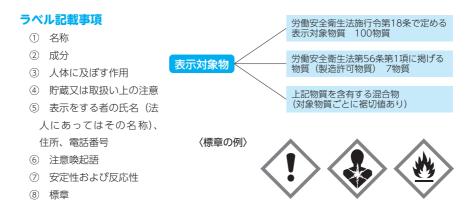
このような労働災害を防止するためには、その化学物質の危険性又は有害性の情報が確実に伝達され、伝達を受けた事業場は、その情報を活用して適切な化学物質管理を推進することが重要です。

国際的には、平成15年に引火性、発がん性等の危険有害性の各項目に係る分類を行い、その分類に基づいて、絵表示や注意喚起語等を含むラベルやデータシート (SDS) を作成・交付すること等を内容とする「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)」が国際連合から勧告として公表されたところです。

この勧告を踏まえた表示・文書交付制度が改正労働安全衛生法により平成18年から施行されています。また、平成24年4月の労働安全衛生規則の改正により、危険有害性の認められる全ての化学物質について、容器等への表示とSDSの交付が努力義務化されました。併せて「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知に関する指針」も改正されました。

(1) 化学物質等に係る表示制度

労働者に危険若しくは健康障害を生じるおそれのある一定の化学物質を容器に入れ又は包装して、譲渡し、提供する者は、容器又は包装に一定の事項を表示しなければなりません。(安衛法第57条)



(2) 化学物質等に係る文書交付制度

労働者に危険若しくは健康障害を生じるおそれのある一定の化学物質を譲渡し、又は提供する者は、その化学物質に係る危険性・有害性等の情報を文書 (SDS) の交付等により譲渡先又は提供先に通知することが労働安全衛生法第57条の2により、義務づけられています。

また、事業者は、通知された化学物質に係る危険性・有害性等の情報を労働者に周知することが 労働安全衛生法第101条第2項により義務づけられています。



通知対象物(労働安全衛生法第57条の2により譲渡・提供先にSDS等による情報の通知の対象となる化学物質)

労働安全衛生法施行 令別表第9に掲げる 物質 1~633 労働安全衛生法第 56条第1項に掲げ る物質(製造許可 物質) 7物質

上記物質を含有す る混合物 (対象物質 ごとに裾切値あり)

SDS記載事項

- ① 名称
- ② 成分及びその含有量
- ③ 物理的及び化学的性質
- ④ 人体に及ぼす作用
- ⑤ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ⑥ 流出その他の事故が発生 した場合において講ずべき 応急の措置
- ⑦ 通知を行う者の氏名(法人にあっては、その名称)、 住所および電話番号
- ⑧ 危険性又は有害性の要約
- ⑨ 安定性及び反応性
- ⑩ 適用される法令
- ① その他参考となる事項

3. 化学物質による健康障害を防止するための指針。 (「がん原性指針」)

長期毒性試験の結果、哺乳類にがんを生じさせることが判明した化学物質について、予防的な観点から、事業者が適切な管理を行うよう厚生労働大臣は指針を定めています。

この指針の対象化学物質は、1,2ジクロロプロパン (CAS 78-87-5)、ジクロロメタン (CAS 75-09-2) などを含む28物質です。

これらの物質の人に対するがん原性は、現在確定していませんが、労働者がこれらの物質に長期間ばく露された場合、がんを生じる可能性が否定できないことから、「化学物質による健康障害を防止するための指針」において、対象物質の取扱等業務に関して事業者は①物質ばく露低減措置、②作業環境測定、③労働衛生教育、④従事労働者の把握、⑤危険有害性等の表示および譲渡・提供時の文書交付等の措置を講じるように努めてください。

対象物質(CAS登録番号)

- ① アントラセン (120-12-7)、② 2,3-エポキシ-1-プロパノール (556-52-5)、③ 塩化アリル (107-05-1)、
- ④ オルト-フェニレンジアミン及びその塩 (95-54-5ほか)、⑤ キノリン及びその塩 (91-22-5ほか)、
- ⑥ 1-クロロ-2-二トロベンゼン (88-73-3)、⑦ クロロホルム (67-66-3)、⑧ 酢酸ビニル (108-05-4)、

- ⑨ 四塩化炭素 (56-23-5)、⑩ 1,4-ジオキサン (123-91-1)、
- ① 1,2-ジクロルエタン (別名 二塩化エチレン) (107-06-2)、
- ② 1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン (89-61-2)、③ 2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (611-06-3)、
- ④ 1,2-ジクロロプロパン (78-87-5)、⑤ ジクロロメタン (75-09-2)、
- (6) N.N-ジメチルホルムアミド (68-12-1)、
- ⑰ テトラクロルエチレン (別名 パークロルエチレン) (127-18-4)、
- ® 1.1.1-トリクロルエタン (71-55-6)、® ノルマル-ブチル-2.3-エポキシプロピルエーテル (2426-08-6)、
- ② パラ-ジクロルベンゼン (106-46-7)、② パラ-ニトロアニソール (100-17-4)、
- ② パラ-ニトロクロルベンゼン (100-00-5)、
- ② ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン一水和物 (302-01-2ほか)、② ビフェニル (92-52-4)、
- ③ 2-ブテナール (123-73-9) 並びに 1-ブロモ-3-クロロプロパン (109-70-6)
- ② 2-アミノ-4-クロロフェノール (95-85-2)、③1-ブロモブタン (109-65-9)

※CAS登録番号とは、米国化学会の一部門であるCAS (Chemical Abstracts Service) が運営・管理する 化学物質登録システムから付与される固有の数値識別番号をいい、オルト・フェニレンジアミン及びその塩、 キノリン及びその塩並びにヒドラジン及びその塩については、その代表的なもののみを例示している。

4. 有害物ばく露作業報告制度

平成18年から労働安全衛生規則第95条の6の規定により、厚生労働大臣が告示(毎年1回程度更新)で定める化学物質について、当該化学物質の製造・取扱量、取り扱いの状況等を安衛則様式 21号の7による「有害物ばく露作業報告書」として所轄労働基準監督署に一定期間内に報告することが必要となっています。

厚生労働省では、報告をもとに、「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」でリスク評価を実施し、必要に応じて特定化学物質障害予防規則への追加等を行っています。

平成22年度	43物質(うち18物質は20年報告対象物質、3物質は21年対象物質、22物質は今回初めて報告対象となった物質) (物質名は、平成21年12月24日基発1224第6号参照)	
平成23年度	14物質(アジピン酸、アセトニトリル、アニリンほか) (物質名は平成22年12月28日付け基発1228第2号参照)	
平成24年度	15物質(アクリル酸メチル、アセチルサリチル酸(別名 アスピリン)ほか) (物質名は平成23年12月28日付け基安発等1号参照)	
平成25年度	17物質(カーボンブラック・クロロホルム・四塩化炭素ほか) (物質名は平成24年12月28日付け基安発1228第2号)	

5. 洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について

1,2-ジクロロプロパンについては、その使用をできるだけ控えることが適当とされ、また、それ以外の脂肪塩素化合物、石油系炭化水素類をはじめとする揮発性の高い化学物質についても、洗浄又は払拭の業務で用いる場合には、労働者の化学物質へのばく露をできるだけ低減する必要があるとされた上で、1,2-ジクロロプロパンを取り扱う業務並びに屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄又は払拭の業務における化学物質のばく露防止対策が定められました。(平成25年3月14日付け基発0314第1号)

6 労働安全衛生法施行令の一部改正及び特定化学物質障害予防規則等の一部改正 (平成24年政令第241号、厚生労働省令第143号、平成25年1月1日施行)

労働安全衛生法第57条第1項の表示をしなければならないものとしてインジウム化合物等、エチルベンゼン等、コバルト等が追加されました。

コラム

▶印刷事業場で発生した胆管がんについて

○経過

平成24年3月に、大阪府の印刷事業場で、化学物質の使用により胆管がんを発症したとして、労働者等16人から労災請求がなされたことを受け、厚生労働省では、「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」(以下「検討会」という。)において、業務との因果関係について検討が行われてきました。

平成25年3月14日、検討会において

- ・胆管がんは、ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露したことにより発症し得ると医学的に推定できること
- ・本件事業場で発生した胆管がんは、1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露したことが原因で発症した蓋然性が極めて高いこと

とする医学的知見を報告書としてとりまとめました。

○化学物質の管理強化 ~1.2-ジクロロプロパンについて法令整備へ~

1,2-ジクロロプロパンについては、特定化学物質障害予防規則等を改正し、ばく露防止措置の義務化が予定されています。(平成25年8月公布、同年10月施行予定)

7. 粉じん障害の防止について ~粉じん障害防止措置の要旨~

(1) 粉じん発散の防止

粉じんの発散防止のため、次の措置を講じる必要があります。

- (ア) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等を設置し、適正に稼働させること(粉じん則第4条、 第5条)。
- (イ) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等は、1年以内ごとに1回定期に自主検査を実施し、 異常を認めたときは、直ちに補修すること(「検査・点検責任者」のもとに実施しましょう。) (粉じん則第17条、第21条)。
- (ウ) 毎日1回以上清掃を行うこと(「たい積粉じん清掃責任者」のもとに実施しましょう。)(粉じん 則第24条)。

(2) 作業環境測定の実施(粉じん則第25条~第26条の3)

常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場においては、6ヵ月以内ごとに1回、定期に作業環境 測定を実施するとともに、その結果を評価し、必要な改善措置を行う必要があります。

(3) 粉じん吸入の防止(粉じん則第27条)

アーク溶接、グラインダーによる研ま作業等を行うときは、呼吸用保護具を着用させる必要があります (「保護具着用管理者責任者」のもとに、呼吸用保護具の着用、適正な選択、使用・保守管理を行いましょう。)。

※ 平成24年4月1日から、屋外において金属をアーク溶接する作業及び手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石・鉱物を裁断する作業についても呼吸用保護具の使用が義務づけられています。

(4) じん肺健康診断の実施(じん肺法第7条、第8条)

就業時又は定期にじん

肺健康診断を実施すること。

※ 平成24年4月1日から、屋 外において金属をアーク溶 接する作業についてもじん 肺健康診断の実施が義務づ けられています(岩石・は、 物の裁断作業については、 従前から義務あり。)。

じん肺の定期健康診断

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻 度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
市時初しか下来に従事	2、3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事したことが	2	3年以内ごとに1回
あり、現に非粉じん作業に従事	3	1年以内ごとに1回

(5) 教育の実施(粉じん則第22条)

じん肺の予防及び健康管理のために教育を実施する必要があります。

法令等の周知

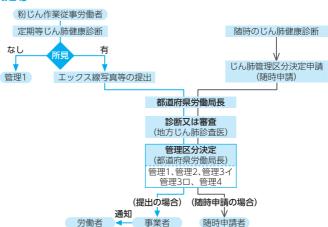
粉じん作業場の見やすい場所に上記の「粉じん障害防止措置の要旨」を掲示しましょう。 (なお、本要旨は屋内作業場における粉じん障害防止措置の要旨です。)

(参照:平成25年2月19日付け基発0219第2号「第8次粉じん障害防止総合対策の推進について」)

1. じん肺管理区分決定等

じん肺健康診断の結果、「じん肺の所見あり」とされた労働者については、都道府県労働局長あてエックス線写真等を提出し、じん肺管理区分の決定を受ける必要があります。(詳しくは、85ページをご覧ください。) じん肺管理区分の決定の流れは、右図のと

おりです。



2. 健康管理のための措置

じん肺健康診断を行った結果、管理区分が管理2以上の者については、就業上の措置が定められています。

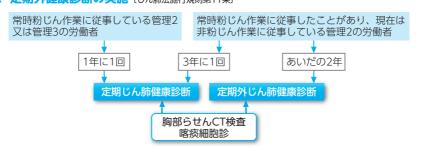
管理区分に応じた措置は、 右図のようになります。

※ じん肺法上合併症として認め られるものは、①肺結核、②結 核性胸膜炎、③続発性気管支炎、 ④続発性気管支拡張症、⑤続発 性気胸、⑥原発性肺がんです。

じん肺管理区分に応じた健康管理のための措置



3. 定期外健康診断の実施 [じん肺法施行規則第11条]



8. 建築物の解体等の作業における石綿対策

石綿は、1970年から1980年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されましたが、今後これらの建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されており、石綿障害予防規則の遵守の徹底により解体工事等を行う必要があります。

平成21年4月1日施行となった改正石綿則では、石綿の事前調査の結果の掲示や負圧除じん 措置の設置等の内容が新たに盛り込まれています。

また、安全衛生法第28条第1項の規定に基づき、平成24年5月9日「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(以下「技術上の指針」といいます。)が公示され、解体等の作業及び事前調査での措置に関する留意事項が定められました。

〈建築物等の解体等に係る主な対策〉

1. 事前調査(石綿則第3条)

事業者は、建築物等の解体等の作業、石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。事前調査は、建築物等に使用されている建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握できるようにする必要があります。

ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を講ずる場合、分析調査の必要はありません。また、これらの調査を終了した日、調査方法及び結果概要については、労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。また、技術上の指針に基づき、関係労働者のみならず周辺住民にも見やすい場所に掲示することとされています。

2. 作業計画(石綿則第4条)

事業者は、石綿が使用されている建築物等の解体等、石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければなりません。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③ 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法

3. 届出(安衛則第90条、石綿則第5条)

① 耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。(工事計画届)

- ② 次の作業について、工事開始前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。 (作業届)
 - ア 石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業
 - イ 封じ込め又は囲い込みの作業
 - ウ ①以外の吹付け石綿の除去作業

4. 特別教育(安衛則第36条、石綿則第27条)

事業者は、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業、石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に従事する労働者に特別教育を行わなければなりません。

5. 作業主任者(石綿則第19条、第20条)

事業者は、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません。

- ① 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 保護具の使用状況を監視すること。

6. 保護具、器具等(石綿則第10条第2項、第14条、第32条の2、第44条から第46条)

- ① 石綿を含む建材等の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業をするときは、労働者に呼吸用保護 具 (防じんマスク)、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。隔離措置を講じた作業 場所における吹き付けられた石綿等の除去作業に労働者を従事させる場合に使用する呼吸用保護 具は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等を使用させ なければなりません。
- ② 労働者を臨時に就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉 じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具、保 護衣又は作業衣を使用させなければなりません。
- ③ 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着 した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。
- ④ 器具、工具、足場等について、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。

7. 湿潤化(石綿則第13条)

石綿を含む建材等の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業をするときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。

8. 隔離・立入禁止等(石綿則第6条、第7条、第15条)

① 吹付け石綿の除去、封じ込め又は吊りボルトを取り付ける等の囲い込みの作業、石綿の切断等

を伴う石綿含有の保温材、耐火被覆材等の除去の作業を行うときは、次の措置を講じなければなりません。ただし、同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではありません。

- ア 当該作業場所をそれ以外の作業場所から隔離すること。
- イ 作業場所の排気には集じん・排気措置を使用すること。
- ウ 作業場所を負圧に保つこと。
- エ 作業場所の出入口に前室を設置すること。
- ② 石綿の切断等を伴わない石綿含有の保温材、耐火被覆材等、断熱材の解体等の作業、①以外の 囲い込みの作業を行うときは、当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、そ の旨を表示しなければなりません。

また、特定元方事業者は、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。

③ その他の石綿を使用した建築物等の解体等(鋼製の船舶を含む)の作業においても、関係者以 外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

9. 健康診断の実施(石綿則第40条、第43条)

- ① 石綿の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、雇入又は当該業務への配置換えの際及びその後6月以内ごとに1回、常時従事させたことのある労働者で、現に使用している者に対し6月以内ごとに1回、それぞれ定期に、石綿に関する特殊健康診断を行わせなければなりません。
- ② 健康診断 (定期のものに限る) を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書 (様式第3号) を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

10. 記録の保存(石綿則第35条、第41条)

作業の記録(1月を超えない期間毎に記録)、健康診断の結果について石綿の作業に従事しない こととなった日から40年間保存しなければなりません。

11. その他

石綿含有成形板等を除去する作業であっても、石綿の有無を判断するための事前調査が義務付けられている(石綿則第3条)ほか、適切な飛散・ばく露防止措置を講じなければなりません(石綿則第13条)。

〈建築物の解体工事等の発注時における措置〉

1. 情報の提供(石綿則第8条)

建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の発注者は、工事の請負人に対し、当該建 築物等における石綿含有建材の使用状況等(設計図書等)を通知するよう努めなければなりません。

2. 注文者の配慮(石綿則第9条)

建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の注文者は、作業を請け負った事業者が、 契約条件等により石綿による健康障害防止のため必要な措置を講ずることができなくなることのな いよう、石綿等の使用の有無の調査、解体方法、費用又は工期等について、労働安全衛生法及びこ れに基づく命令の遵守を妨げないよう配慮しなければなりません。

※ 石綿則の改正(平成23年8月1日施行)

建築物解体におけると同等の措置が、船舶(鋼製の船舶に限ります)の解体についても義務づけ られることとなりました。概要は次のとおりです。

(1) 石綿等を除去する際の隔離等(第6条関係)

壁等に石綿等が吹き付けられた船舶の解体等の作業を行う際に、当該石綿等を除去するに 当たり、それ以外の作業を行う作業場所から隔離、集じん・排気装置の設置、負圧化、前室 設置等の措置を行うことが必要になりました。

(2) 石綿等を除去する際の電動ファン付き呼吸用保護具等の使用(第14条関係)

船舶内において、(1)により隔離を行った作業場所で、吹き付けられた石綿等を除去す るに当たり、労働者に電動ファン付き呼吸用保護具、又はこれと同等以上の性能を有する送 気マスク等を使用させることが必要になりました。

(3) その他

ア 石綿等を除去する際のあらかじめの届出 (第5条関係)

石綿等が使用されている船舶の解体等の作業を行う際に、石綿等を除去するに当たり、 労働基準監督署長にあらかじめ届け出ることが必要になりました。

イ 石綿等を切断等しない場合の作業者以外の立入禁止等(第7条関係)

石綿等が使用されている船舶の解体等の作業を行う場合であって、石綿等を切断等しな い場合に、作業を行う労働者以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨 を掲示することが必要になりました。

ウ 吹付け石綿が損傷等している場合の除去等管理(第10条関係)

石綿等が吹き付けられた船舶において、損傷・劣化等により就業する労働者が石綿等に ばく露するおそれがある場合、除去、封じ込め等を行わなければなりません。また、労働 者が臨時に就業する場合には呼吸用保護具等を使用させなければなりません。

〈建築物に吹き付けられた石綿の管理〉(石綿則第10条第1項・第4項関係)

- ① 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉 じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、 封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
- ② 事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者 が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労 働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、①と同様の措置を講じなければなりません。

9 石綿による疾病の労災認定基準の改正 (平成24年3月29日付け、基発0329第2号)

石綿にばく露した労働者に発症した肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患の業務上外を判断する労災 認定基準が改正されました。

※ 健康管理手帳の交付については、87ページを参照してください。

改正のポイント

〈「肺がん」の認定基準〉

これまでの認定基準に掲げる要件に加え、

- ① 広範囲の胸膜プラーク所見が認められた人で、石綿ばく露作業に従事した期間が 1年以上ある場合
- ② 石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、又は石綿吹付け作業に5年以上従事したこと
- ③ 認定基準を満たすびまん性胸膜肥厚の発症者が、肺がんを併発したことのいずれかに該当する場合には認定することとしました。
- 〈「びまん性胸膜肥厚」の認定基準〉 これまで必要としていた要件の「肥厚の厚さ」を、廃止しました。

石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがあります。

(1) 石綿肺 (2) 肺がん (3) 中皮腫 (4) 良性石綿胸水 (5) びまん性胸膜肥厚

石綿ばく露作業

- (1) 石綿原料に関連した作業 (2) 石綿製品の製造工程における作業
- (3) 石綿製品等を取り扱う作業 (4)(1)~(3) の周辺作業

石綿による疾病の取扱い

(1) 石綿肺

石綿肺は、原則として都道府県労働局長によるじん肺管理区分(管理1~4)の決定がなされた後に、業務上の疾病か否かが判断されます。

- ① 石綿肺 ^(注)
 - (注)「じん肺管理区分が管理4」の場合に業務上の疾病として取り扱われます。
- ② 管理2、管理3又は管理4の石綿肺に合併した疾病症(注)
 - (注)「ア. 肺結核、イ. 結核性胸膜炎、ウ. 続発性気管支炎、
 - 工. 続発性気管支拡張症、オ. 続発性気胸」をいいます。

(務上の疾症

(2) 肺がん

肺がん関係の改正のポイント

	間が、ため一般では、一つでは、								
改正前の基準							改正後(の基準	
	医学的所見	石綿作業 従事期間	業務上外 の判断			医学的所見	石綿作業 従事期間	業務上外 の判断	備考
1	石綿肺所見	_	0	••••	1	石綿肺所見	_	0	〈現行どおり〉
2	胸膜プラーク所 見又は石綿小	10年以上	0				10年以上	0	当面、現行を維持 ただし、石綿製品製造
_	体・石綿繊維	10年未満	(個別検討)			胸膜プラーク所見	10年未満	△ (個別検討)	の業務については、平 成8年以降の期間を原 則1/2で評価
3	乾燥肺中の石綿 小体 (5000本以 上) 又は石綿繊 維 (5μm超:	_	0		2	広範囲の胸膜プラ ーク所見 ・エックス線写真で	1年以上	0	・〈新たな基準〉
	200万本以上等)	_	△ (個別検討)	1		確認できる場合 ・CT画像で胸壁の 1/4以上ある場合	1年未満	△ (個別検討)	
	達しない場合		(1回方)(快高4)			①乾燥肺重量1g当た り5000本以上の 石綿小体 ②乾燥肺重量1g当たり 200万本以上の石綿 繊維(5μm超)	1年以上	0	
					3	3 乾燥防重量 18当た り500万本以上の石 網繊維(1 μm起) ④気管支肺胞洗浄液 1 ml中5本以上の石 綿小体 ⑤肺組織切片中の石綿 小体又は石綿繊維	1年未満	△ (個別検討)	〈基準の明確化〉
						乾燥肺中の石綿小 体が1000本以上 5000本未満	_	△ (個別検討)	〈基準の明確化〉
					4	びまん性胸膜肥厚 ※診断方法等や認定 基準については、 当該疾病の報告書 のポイントを参照	_	0	〈新たな基準〉
					5	医学的所見は不 要	5年以上	0	(新たな基準) 次の3作業のいず れかに従事 ・石綿紡繊品製 造作業 ・石綿セメント 製造作業 ・石綿吹付け作 業

(3) 中皮腫

中皮腫は、「中皮腫(胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜)」であって、「じん肺法に定める胸部 エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている」場合や「石綿ばく露作業へ の従事期間が1年以上ある」場合に、業務上の疾病として取り扱われます。

※ 中皮腫の認定に当たっては、病理組織検査記録等から中皮腫であるとの確定診断がなされていることが重要ですが、病理組織検査が行われていない場合には、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果等から総合して判断されます。

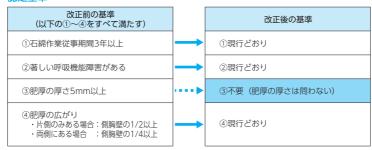
(4) 良性石綿胸水

胸水は、石綿以外にもさまざまな原因(結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎等)で発症するため、 良性石綿胸水であるとの診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。 そのため診断が非常に困難であり、また、個々の患者の障害の程度(必要な療養の範囲)もさまざまであることから、厚生労働本省に協議した上で、業務上外の判断をします。

(5) びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚関係の改正のポイント

認定基準



10 腰痛の予防

職場における腰痛は、全国で業務上疾病の約55%を占めています。しかも、社会福祉施設、小売 業、道路貨物運送業で比較的多く発生していますが、そのほかの多くの業種でもみられることから、 その予防対策を積極的に推進することが重要です。

平成6年に「職場における腰痛予防対策指針」が策定(平成25年6月18日付け基発0618第1号通 達により全面改訂)されており、事業者は、この指針を踏まえて事業場の実態に即した対策を講じる ことが必要です。

指針のポイントは、次のとおりです。

(1) 一般的な腰痛の予防対策

作業管理

① 自動化・省力化

自動化、省力化による労働者の腰部への負担の軽減が原則です。

② 作業姿勢・動作

腰部に負担のかかる中腰、ひねり、前屈、後屈ねん転等の不自然な姿勢、急激な動作をな るべくとらない。

腰部に負担のかかる姿勢、動作をとる場合は姿勢を整え、かつ、急激な動作を避ける。

- ③ 作業標準
 - 腰痛の予防に配慮した作業標準を策定する。
- 4) 休憩

横になって安静を保てる十分な広さの休憩設備の確保に努める。

2. 作業環境管理

1) 温度

筋・骨格系の活動状態を良好に保つために作業場内の温度管理や作業者の保温に配慮する。

作業場所、通路、階段等の形状が明瞭に分かるよう適切な照度を保つ。

③ 作業床面

作業床面はできるだけ凹凸がなく、防滑性、弾力性、耐衝撃性及び耐へこみ性に優れたも のにすることが望ましい。

④ 作業空間

不自然な作業姿勢、動作を避けるために作業空間を十分に確保する。

⑤ 設備の配置

適切な作業位置、作業姿勢、高さ、幅等を確保することができるよう設備の配置等に配慮 する。

3. 健康管理

① 腰痛の健康診断

重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、配置前およびその後6月以内ごとに定期に腰痛の健康診断を実施。

② 腰痛予防体操

腰痛の予防を含めた健康確保の観点から始業時、作業開始前等に行う作業前体操および腰 痛予防を目的とした腰痛予防体操を実施。

4. 労働衛生教育

重量物取扱い作業、介護・看護作業、腰痛の予防・管理が必要とされる作業等腰部に著しい 負担のかかる作業に従事する労働者に対し、腰痛の予防に配慮した労働衛生教育を実施。

この労働衛生教育を効果的に推進するため、「腰痛予防のための労働衛生教育実施要領」と「腰痛予防のための労働衛生教育指導員(インストラクター)講習実施要領」(平成7年3月22日付け基発第136号通達)が定められています。

(2) 作業態様別の対策

指針では、腰痛の発生が比較的多い次の5つの作業について、作業態様別の基本的な対策を示しています。

- ① 重量物取扱い作業
- ② 立ち作業
- ③ 座り作業
- ④ 介護・看護作業
- ⑤ 車両運転等の作業

コラム

▶腰痛の予防~荷物の持ち上げ方

床から荷物を持ち上げるときは、 片足を少し前に出し、膝を曲げて しゃがむように抱え、この姿勢から膝 を伸ばすようにすることによって持ち 上げます(図A)。

膝を伸ばしたまま上体を下方に曲 げる姿勢 (図B) をとらないようにし ましょう。

図A 好ましい姿勢



図B 好ましくない姿勢



11 熱中症の予防

夏に集中して発生する熱中症の多くは、安易に考え、適切な対策をとっていないことが原因と言われています。

(1) 熱中症とは

熱中症は高温、多湿の環境下で、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が 破綻するなどして、発症する障害で症状などにより次のように分類されます。

- 熱射病
 - ・ 熱中症の中では致命率が高く、緊急の治療を要する。
 - 突然意識障害に陥ることが多い。
 - ・ 発病前にめまい、悪心、頭痛、耳なり、いらいらなどがみられ、嘔吐や下痢を伴う場合がある。
 - ・ 体温調節機能の失調、体温又は脳温の上昇を伴う中枢神経障害が原因と考えられている。
- 熱けいれん
 - ・ 四肢や腹部の筋肉の痛みを伴い、発作的にけいれんを起こす。
 - 作業終了時の入浴中や睡眠中に起こる場合もある。
 - ・ 大量の発汗による塩分喪失に対し、塩分を補給しなかったことにより起こる。
- 熱虚脱
 - ・ 全身倦怠、脱力感、めまいがみられる。
 - ・ 意識混濁し、倒れることもある。
 - ・ 高温ばく露が継続し、心拍増加が一定限度を超えた場合に起こる。
- 熱疲はい
 - ・ 初期には、激しい口渇、尿量の減少がみられる。
 - ・ めまい、四肢の感覚異常、歩行困難がみられ、失神することもある。
 - 大量の発汗で血液が濃縮することによる心臓の負担増加や血液分布の異常により起こる。

(2) 熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場所などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。(平成21年6月19日付け基発第0619001号通達)

- 作業環境の面から
 - 日よけや通風をよくするための設備を設置し、作業中は適宜散水する。
 - 水分、塩分の補給、身体を適度に冷やすことのできる氷、冷たいおしぼりなどを備え付ける。

- ・ 日陰などの涼しい場所に休憩場所を確保する。
- ・ 作業中の暑熱環境の変化がわかるよう、WBGT値の測定を行う。(暑熱環境のリスクを評価する場合には、気温に加え、湿度、風速、輻射熱を考慮して総合的に行う必要があり、「WBGT値」は、基本的温熱諸要素を総合している有効な手段と考えられています。その活用については、平成17年7月29日付け基安発第0729001号通達「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」により示されています。)
- 作業の面から
 - 十分な休憩時間や休業休止時間を確保する。
 - ・ 作業服は吸湿性、通気性の良いもの、帽子は通気性の良いものを着用する。
- 健康の面から
 - ・健康診断結果などにより、作業者の健康状態をあらかじめ把握しておく。
 - ・ 作業開始前はもちろん、作業中も巡視を頻繁に行い労働者の健康状態を確認する。
- 労働衛生教育の面から
 - 熱中症とその予防等について作業者に教育する。

(3) 救急措置

作業開始前にあらかじめ緊急連絡網を作成し、関係者に知らせておいてください。また、作業場所の近くの病院や診療所の場所を確認しておいてください。

熱中症は、早期の措置が大切です。少しでも異常が見られたら下記の手当を行ってください。改善がみられない場合及び意識状態が異常な場合などは、救急車を手配するなど早急に医師の手当を受けてください。

涼しいところで安静にする。

手当の方法

- 水と塩分やスポーツドリンクなどをとらせる。
- 体温が高いときは、裸体に近い状態にし、冷水をかけながら扇風機の風をあてる。氷でマッサージする等体温の低下をはかる。

12. VDT作業の労働衛生管理 (VDT作業ガイドライン(平成14年4月5日付け基発第0405001号通達)

(1) 対象となる作業

VDT作業ガイドラインは、事務所において行われるVDT作業の労働衛生管理についての基準を示したものです。

事業者は、このVDT作業ガイドラインによりVDT作業を行う労働者の労働衛生管理を行ってください。

また、事務所以外の場所で行われるVDT作業についても、VDT作業ガイドラインに準じた管理を行ってください。

(2) VDT作業の種類

VDT作業ガイドラインではVDT作業を次の6種類に分類しています。 この作業分類とVDT作業時間に応じて、管理を行ってください。

単純入力型	データ、文章等の入力業務
キャルハノブ空) / 人、人子寸の//J木切
拘 束 型	受注、予約、照会等の業務
監 視 型	交通等の監視の業務
対 話 型	文章、表等の作成、編集、修正等の業務・データの検索、照合、追加、修正等 の業務・電子メールの送受信の業務、金銭出納等の業務
技 術 型	プログラミング等の業務・設計、製図等の業務
その他の型	携帯情報端末等の操作、画像診断検査等の業務

(3) 作業時間別の管理

1日の作業時間2時間以上の単純入力型・拘束型の作業者、1日の作業時間4時間以上の監視型・対話型・技術型・その他の型の作業者については、管理の全項目を行います。

それ以外の者についても、これに準じて管理を行ってください。

(4) 多様化するVDT機器等に対応した適切な機器等の選定

それぞれの作業に最も適したVDT機器を選択して使用するとともに、作業負担を軽減するよう機器の調整を行ってください。

ノート型機器等については、マウスやテンキーなどを利用できるようにしてください。

(5) 作業の種類と作業時間に応じた健康診断の実施

VDT作業に常時従事する労働者に対しては、作業の区分に応じて配置前及び定期にVDT作業健康診断を実施してください。

区分	作業の種類	1日の作業時間	
А	単純入力型・拘束型	4時間以上	
В	単純入力型・拘束型	2時間以上4時間未満	
Ь	監視型・対話型・技術型・その他の型	4時間以上	
	単純入力型・拘束型	2時間未満	
C	監視型・対話型・技術型・その他の型	4時間未満	

13. 除染電離則について (平成24年1月1日施行)

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離 放射線障害防止規則」(以下、「除染電離則」)が制定されました。

概要

- ○除染電離則は、除染等業務又は特定線量下業務を行う事業者と、その事業者に雇用される除染 等業務従事者又は特定線量下業務従事者を対象とするものです。
- ○除染等業務とは、除染特別地域等内における以下の業務です。(事故由来廃棄物等の処分の業 務を行う事業場において行うものを除く)

	土壌等の除染等の 業務	汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉および落枝、水路等に堆積した汚泥等(以下「汚染土壌等」)の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務
2	廃棄物収集等業務	除去土壌や汚染された廃棄物 (当該廃棄物に含まれるセシウム134および セシウム137の濃度が10,000Bq/kgを超えるものに限る) の収集、運搬または保管に係る業務
3	特定汚染土壌等 取扱業務	セシウム134とセシウム137の濃度が10,000Bq/kgを超える汚染土壌等を取り扱う業務であって、上記2つの業務以外の業務

- ※1 18歳未満の年少者を除染等業務に従事させてはいけません。※2 放射性物質汚染対処特措法に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」
- ○特定線量下業務とは、除染特別地域等の2.5μSv/hを超える場所で行う、除染等業務及び法施 行令別表第2の放射線業務以外の業務をいう。
- ○除染電離則では、次の事項を規定しています。
 - ①放射線障害防止の基本原則
- ②線量の限度および測定
- ③除染等業務の実施に関する措置
- ④汚染の防止
- ⑤特別の教育、健康診断、その他

作業環境測定

作業環境測定を行うべき作業場所

作第	環境測定を行うべき作業場		 測	 定	
作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条)		測定の種類	測定回数	記録の 保存年数	関係規則
*	土石、岩石、鉱物、金属又 は炭素の粉じんを著しく発 散する屋内作業場	空気中の粉じんの濃度 及び粉じん中の遊離け い酸含有率	6月以内 ごとに1回	7	粉じん則26条
2	暑熱、寒冷又は多湿の屋内 作業場	気温、湿度及びふく射 熱	半月以内 ごとに1回	3	安衛則607条
3	著しい騒音を発する屋内作 業場	等価騒音レベル	6月以内 ごとに1回注)	3	安衛則590 ·591条
	イ 炭酸ガスが停滞す	炭酸ガスの濃度	1月以内 ごとに1回	3	安衛則592条
4	内 □ 28℃を超える又 作 は超えるおそれのあ る作業場	気温	半月以内 ごとに1回	3	安衛則612条
	場 ハ 通気設備のある作 業場	通気量	半月以内 ごとに1回	3	安衛則603条
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、 事務所の用に供されるもの	一酸化炭素及び二酸化 炭素の含有率、室温及 び外気温、相対湿度	2月以内 ごとに1回	3	事務所則7条
	放射線業務を行う を理区域	外部放射線による線量 当量率又は、線量当量	1月以内 ごとに1回	5	電離則54条
6	放射線業務を行う 管理区域 ⑤ 放射性物質取扱作 業室 ハ 坑内の核燃料物質の 掘採業務を行う作業場	空気中の放射性物質の 濃度	1月以内 ごとに1回	5	電離則55条
*	特定化学物質 (第1類物質又は 第2類物質) を製造し、又は取 り扱う屋内作業場など	第1類物質又は第2類物質の空気中の濃度	6月以内	3 (特定の物につ) いては30年間)	特化則36条
7	石綿等を取扱い、若しくは 試験研究のため製造する屋 内作業場	石綿の空気中の濃度	ごとに1回	40	石綿則36条
*8	一定の鉛業務を行う屋内作 業場	空気中の鉛の濃度	1年以内 ごとに1回	3	鉛則52条
	酸素欠乏危険場所において	第1種酸素欠乏危険作業 に係る作業場にあっては、 空気中の酸素の濃度	作業開始前ごと	3	
9	作業を行う場合の当該作 業場	第2種酸素欠乏危険作 業に係る作業場にあっ ては、空気中の酸素及 び硫化水素の濃度	作業開始前ごと	3	酸欠則3条
* 10	有機溶剤(第1種又は第2 種)を製造し、又は取り扱 う屋内作業場	当該有機溶剤の濃度	6月以内 ごとに1回	3	有機則28条

^{1. ○}印は、作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場であることを示す。 2. 9の酸素欠乏危険場所は、酸素欠乏危険作業主任者に行わせなければならない。 3. ※印は、作業環境評価基準が適用される作業場を示す。 注)設備を変更し、または作業工程もしくは作業方法を変更した場合には、遅滞なく、等価騒音レベルを測定しな ければならない。

2 評価に基づく作業環境の改善

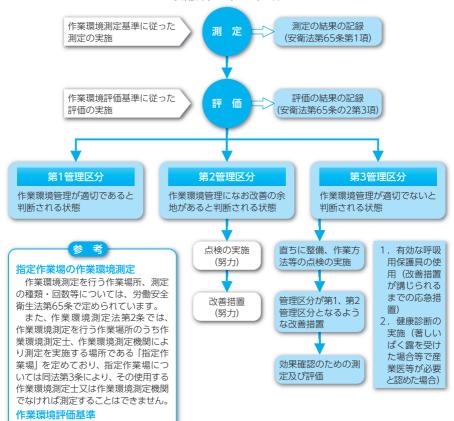
作業環境評価基準が定められている ものについては、その評価基準により 測定結果を評価し、評価の区分に従っ

た改善措置の実施等が必要になります。

作業環境測定を実施した場合は、その結果の評価に基づいて必要な措置を講じて、作業環境を改善し、良好な状態に保つことが必要です。

作業環境測定結果の評価に基づいて行う事業者の措置

安衛法第65条の2第1項



※ 有機溶剤、特定化学物質、鉛については、作業環境測定の結果、第3管理区 分または第2管理区分であった場合には、評価の結果を労働者等に周知し なければなりません。



労働衛生関係諸届・申請等の方法

1. 衛生管理者・産業医選任報告

衛生管理者、産業医を選任したときは、選任報告を提出する必要があります。

	衛生管理者選任報告	産業医選任報告		
選任報告の提出先事業場を管轄する労働基準監督署				
	下記の①、②の2点	下記の①、②、③の3点		
	① 労働安全衛生規則様式第3号「衛生管理者・産業医選任報告」 様式は厚生労働省ホームページにあります。			
提出するもの	② 衛生管理者の免許証の写又は資格を証する書面	② 医師の免許証の写③ 産業医学基礎研修修了証の写等の産業医として選任できる資格を証する書面		
提出する部数 各1部及びその写1部(控えとして)				
提出する時期	選任後、遅滞なく			

「衛生管理者・産業医選任報告」の記入上の留意事項

記入に当たっては、労働安全衛生規則様式第3号の裏面の「備考」及び下記に留意してください。

① 「専属の別」欄について、「専属」とは、その事業場に雇用されているものを、「非専属」とは、 その事業場に雇用されていないものを言います。

(衛生管理者は、原則として専属でなければなりません。また、産業医については、嘱託の場合は「非専属」、事業場の健康管理室等に勤務する医師の場合は「専属」となります。)

② 「専任の別」欄について、「専任」とは、もっぱら衛生管理者等の職務を行うものを、「兼職」とは、他の業務を兼職しているものを言います。

例えば、衛生管理者の職務のみを行う場合は「専任」、衛生管理者の職務の他に総務や労務 の業務を兼務している場合は「兼職」となります。

※ 衛生管理者の選任については30ページを、産業医の選任については32ページをご覧ください。

2. 健康診断結果報告書等

(1) 健康診断結果報告書等の種類

種 類	報告が必要なとき	報告の時期
定期健康診断結果報告書	常時使用する労働者が50人以上 の事業場	
有機溶剤等健康診断結果報告書		
特定化学物質健康診断結果報告書		
電離放射線健康診断結果報告書		
除染等電離放射線健康診断結果報告書	古世目の担告にかからこ ギャンナ	健康診断の実施後遅滞なく
高気圧業務健康診断結果報告書	│ 事業場の規模にかかわらず該当す │ る特殊健康診断を実施したとき	
鉛健康診断結果報告書		
四アルキル鉛健康診断結果報告書		
石綿健康診断結果報告書		
指導勧奨による特殊健康診断結果報告書		
じん肺健康管理実施状況報告書	じん肺健康診断の実施の有無にか を翌年2月末までに報告	かわらず毎年12月末の状況

(2) 提出先

事業場を管轄する労働基準監督署

(3) 提出部数

原本1部及びその写1部(控として)。

なお、報告書を提出するときは光学的文字読取用の用紙(OCR用紙)を用いてください。 様式は厚生労働省ホームページにあります。

定期健康診断結果報告書の記入上の注意事項

定期健康診断結果報告書の裏面の他、次の事項についても注意してください。

- ① 労働保険番号を健康診断結果報告書の「労働保険番号」欄に正確に記入してください。 なお、本店等において一括して労働保険を成立されている事業場は、「被一括事業場番号」欄にその整理番号を記入してください。
- ② 「所見のあった者の人数」欄

「健康診断項目」の「聴力検査」から「心電図検査」までのいずれかに有所見であった者の人数を記入してください(各健診項目の有所見者数を単純に合計した数ではありません)。したがって、1人の者が複数の健診項目に所見があっても、その者の人数は1人と数えてください。

③ 「医師の指示人数」欄

要治療、要精密検査、生活指導等医師の指示があった者の人数を記入してください。なお、要再検査は、医師の指示人数に含まれませんので注意してください。

3. 衛生管理者等免許申請

(1) 免許試験合格者の新規免許取得申請

平成20年12月1日から、免許の申請方法が変わり、同日以降に発行される免許証は、プラスチック・カードタイプとなっています。

新しい様式の申請書を所定の封筒を用い東京労働局免許証発行センターに送付(本人による郵送のみ受付)してください。

(2) 免許試験免除者の新規免許取得申請及び既に免許を所持している方の書替・再交付申請に必要な書類・申請先等

手続き必要なもの	試験免除者によ る免許証の新規 申請	氏名・本籍地の 変更による書替 申請	紛失・望 よる再交 紛失	
申請書(厚生労働省ホームページにあります)			0	
写真1枚(縦3cm×横2.4cm、脱帽、無背景 6カ月以内に撮影)	0	0	0	0
収入印紙 1,500円分	0	0	0	0
自動車運転免許証、健康保険証、戸籍抄本、 住民基本台帳カード等本人確認のため公的機 関発行のものの原本(本人確認は、氏名、生年 月日、住所、本籍地都道府県の4項目となります。)	0	0	0	0
試験免除の資格を証明する原本 (保健師免許証、薬剤師免許証等)	0			
戸籍謄本又は抄本		0	△2	△2
滅失事由書 (労働局及び各労働基準監督署に 備付け有り)			0	0
現在所持している免許証	△1	0		0
その他		郵送により希望する った返信用封筒(専		
申請先	居住地を管轄する 都道府県労働局	免許証を発行した都 は居住地を管轄する		

○印が必要な書類等です。

- △1 新規に免許申請をされる方が、既に労働安全衛生法に係る免許を所持している場合は、その免許証が必要です。 △2 紛失又は毀損による免許の再交付申請をされる方が、本籍地又は氏名の変更があったのに免許証の書替を受けていなかった場合は、戸籍謄本等が必要です。
- ※ 免許証に係る各種申請は、ご本人が上記の書類等を持って直接労働局に出向いて行うことが必要ですが、やむを得ない理由により来局できない場合は、最寄りの労働基準監督署へ上記の書類を持参して、「原本確認」及び「本人確認」を受ければ、郵送による申請ができます。

4. じん肺管理区分決定申請

じん肺管理区分の決定を受けるには、事業場による「エックス線写真の提出」と個人による「じん肺管理区分決定申請」があります。

(1) 事業場による「エックス線写真の提出」(じん肺法第12条)

事業場においてじん肺法に基づくじん肺健康診断を実施した場合であって、「じん肺の所見あり」 とじん肺健康診断を実施した医師が判定したものについて、事業者は、エックス線写真等を事業場 を管轄している都道府県労働局長あてに提出し、じん肺管理区分決定を受けなければなりません。

提出	に必要な	いもの	①エックス線写真等の提出書(じん肺則様式第2号) ②エックス線写真 ③じん肺健康診断結果証明書
提	出	先	都道府県労働局健康安全課又は健康課

(2) 個人による「じん肺管理区分決定申請」(じん肺法第15条)

じん肺にかかるおそれのある粉じん作業(じん肺法施行規則別表に掲げられた粉じん作業)に常 時従事する労働者または労働者であった者は、いつでもじん肺管理区分の決定を受けることができ ます。

①じん肺管理区分決定申請書(じん肺則様式第6号) 提出に必要なもの ②エックス線写真 ③じん肺健康診断結果証明書	
提出先	現在、常時粉じん作業に従事している方、又は常時粉じん作業に従事していた方で現在でもその事業場に勤務している方 →事業場を管轄する都道府県労働局健康安全課又は健康課
	常時粉じん作業に従事していた事業場を既に退職している方 →居住地を管轄する都道府県労働局健康安全課又は健康課

Q

「じん肺の所見あり」とは、じん肺健康診断結果証明書のどこを見れば分かりますか?

A

じん肺健康診断結果証明書の「エックス線写真による検査」の「4. エックス線写真の像」の「イ. 小陰影の区分」が1/0から3/+である場合、又は「ロ. 大陰影の区分」がABCのいずれかである場合は、「じん肺の所見あり」となります。

4. エックス線写真の像

イ. 小陰影の区分(%%%(1/4/2/2/2/2/2/2/3/3/3/4))

	像	区分	タイプ
/	粒 状 影	1/1	p q r
	不整形陰影		

ロ. 大陰影の区分 ((A B C))

ハ. 付加記載事項 (pl plc co bu ca cv em es px tb)

※ じん肺法に基づく肺機能検査の判定基準等の見直しと様式の一部変更(平成 22年7月1日施行)

- じん肺法に基づくじん肺健康診断で実施されている肺機能検査の判定基準等が見直されて います。
- じん肺健康診断結果等の様式が一部変更されています。

肺機能検査の判定基準の見直し

肺機能検査の判定基準等については、以下のとおりとなっています。

- ・ 閉塞性換気障害の指標として、「1秒率」に加え「%1秒量」を追加
- ・ %肺活量、%1秒量について、2001年日本呼吸器学会の予測式を用いて判定
- ・ 動脈血ガスの指標として、「酸素分圧」を追加

健康診断結果等の様式の変更

肺機能検査の判定基準の見直しに伴い、「%1秒量」が追加され、「V25/身長」が削除されています。 また、健康管理に役立てるため、「喫煙歴」が追加されています。

肺機能検査結果の確認

じん肺管理区分決定の申請に当たって、著しい肺機能障害が疑われる場合、肺機能検査の結果の 写し等の提出をお願いすることとなっています。

5. 健康管理手帳の交付申請

(1) 健康管理手帳とは?

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、88ページの表の左欄の業務に従事して右欄の要件に該当する方は、離職の際または離職の後に都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、「健康管理手帳」が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回(じん肺の健康診断については年1回)無料で受けることができます。

健康管理手帳所持者が受ける健康診断の項目等については「健康管理手帳所持者及び船員健康手帳所持者に対する健康診断実施要綱」(平成21年12月14日、基発1214第2号)を参照してください。

(2) 健康管理手帳の交付申請

健康管理手帳の交付対象業務に従事した経験があり、かつ交付要件に該当する方は、「健康管理 手帳交付申請書」(安衛則様式第7号)の他、必要な書類をそろえて交付申請することができます。

申請先

離職の際に既に交付要件を満たしている場合

→申請者が対象業務に従事した事業場の所在地を管轄する都道府県労働局

離職の後に初めて交付要件を満たすこととなった場合

→申請者の住所地を管轄する都道府県労働局

● 問い合わせは、東京労働局健康課まで ●

(3) 健康管理手帳の交付対象となる業務と要件

健康管理手帳の交付対象業務と要件は88ページのとおりです。

平成19年8月31日、労働安全衛生規則が改正され、石綿取扱業務にかかる健康管理手帳の交付要件が、最新の医学的知見に基づいて見直されました。新たな交付要件は平成19年10月1日に施行されました。

また、石綿等を製造し又は取扱う業務の「周辺業務」が追加され、平成21年4月1日に施行されました。

さらに、砒素の取扱業務について、無機砒素化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)を製造する工程において粉砕をする業務が追加され、平成23年4月1日から施行されました。

		業務	要件
	1	ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	
	2	ベータ-ナフチルアミン及びその塩(これらの物をその 重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を 含む。)を製造し又は取り扱う業務	当該業務に3カ月以上従事し た経験を有すること。(注1)
	12	ジアニシジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	
	3	粉じん作業(じん肺法第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。)に係る業務(注2)	じん肺法の規定により決定 されたじん肺管理区分が管 理2又は3であること。
労働安全衛生	4	クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。)	当該業務に4年以上従事した 経験を有すること。
労働安全衛生法施行令第23条第1項の各号	5	無機砒素化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)を製造する工程において粉砕をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3パーセントを超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務	当該業務に5年以上従事した 経験を有すること。
余第1項の	6	コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務(コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。)	当該業務に5年以上従事した 経験を有すること。
各号	7	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した 経験を有すること。
	8	ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。)を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。)	両肺野にベリリウムによる び慢性の結節性陰影がある こと。
	9	ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務(太陽 光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリク ロリドを製造する事業場における業務に限る。)	当該業務に3年以上従事した 経験を有すること。
	10	塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体を含む。)の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に4年以上従事した 経験を有すること。

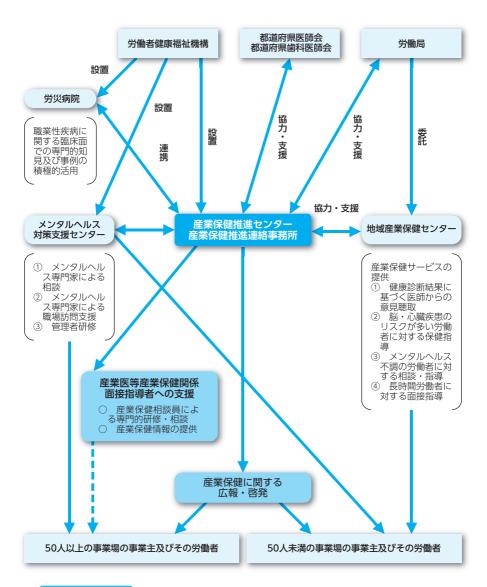
		業務	要件
労働安全衛生法施行令第23条第1項の	11	石綿(これをその重量の 0.1パーセントを超えて含 有する製剤その他の物を含 む。)を製造し、又は取う業務。 ※ 対象となる業務には、以下のような業務があります。 ・ 石綿製品の製造工程における作業 ・ 石綿がでも付けた等・ 石綿がでも付けられた建築物では建材として用いられている建築物等の解体等の作業 ・ 石綿製品の切断等の加工作業	1. 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。 2. 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む)に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から10年以上を経過していること。 3. 石綿等を取り扱う作業(2の作業を除く)に10年以上従事した経験を有していること。 4. 2と3に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。 ⇒2の作業に従事した月数に10を乗じて得た数と3の作業に従事した月数との合計が120以上であって、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から10年以上経過していること(平成19年8月31日、厚生労働省告示第292号)。
項の各号		石綿等の製造又は取扱い業務(直接業務)に伴い発生 した石綿粉じんによる健康 被害を防止するため、関係 者以外の立入禁止措置を講 じるよう規定された作業場 内で石綿を取り扱わない作 業(周辺業務)	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による 胸膜肥厚があること。

- (注1) ベンジジン、ベータ-ナフチルアミン又はジアニシジンに関する業務の従事期間を合計すれば3カ月以上となる方は交付要件を満たします。
- (注2) 粉じん作業には、石綿を取り扱う作業も含まれるため、石綿を取り扱う作業に従事した方については、交付要件を満たす場合、「11」だけではなく「3」の健康管理手帳の交付を受けることができます。



産業保健推進センター (連絡事務所)・ 地域産業保健センターのページ

1. 産業保健推進センターの業務と他機関とのネットワーク



2 産業保健推進センター(連絡事務所)のご案内

独立行政法人労働者健康福祉機構では、勤労者の健康確保を図るため、産業医、保健師、衛生管理者などの産業保健スタッフの皆様や地域産業保健センターなどを支援し、産業保健活動の一層の活性化を図る拠点として、各都道府県ごとに「産業保健推進センター(連絡事務所)」を設置しています。

産業保健推進センター(連絡事務所)では、産業保健スタッフの皆様に対して「窓口相談・実地相談」「研修」「情報提供」などの支援を無料で行っています。このほか「調査研究活動」「広報・啓発活動」等の事業を行っています。

● 産業保健推進センター (連絡事務所)の業務案内 ●



窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、各分野における専門の相談員が面談、電話等で相談に応じ、解決方法を助言します。



情報の提供

ホームページ上に産業保健に関する最新の情報を掲載しています。 また、関連図書の貸出やビデオの視聴を行ってい



研修

産業保健に関する専門的 かつ実践的な研修を実施 しています。

また、各機関、各団体が 実施する研修について、 教育用機材の貸出、講師 の紹介を行います。



広報・啓発

ます。

職場における産業保健の 重要性を理解していただ くため、事業主セミナー を開催します。



調査研究

産業保健活動に役立つ調 査研究を実施し、その結 果を提供します。

3. 地域産業保健センターのご案内

地域産業保健センターは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働 く労働者を対象として保健指導・長時間労働者への医師の面接指導などの産業保健サービスを 無料で提供しています。

労働者数が50人未満の小規模事業場では、医師と契約して保健指 導や健康相談などの産業保健サービスを提供することが十分でないと ころも多いようです。

地域産業保健センターは、このような小規模事業場の事業者・労働 者の皆様を対象として労働者に対する保健指導・健康相談などの産業 保健サービスを提供するために国が都道府県労働局を通じて産業保健 に精通した団体等に委託して開設したものです。

● 産業保健サービスの内容 ●

- 労働安全衛生法では、健康診断の結果「異常の所見のあった」 労働者の健康保持のため、「医師の意見を聴くこと」が事業者 に義務付けられており、これに対応しています。
- 労働安全衛生法令で規定されている健康診断項目で、血中脂 質、血圧、血糖、尿中の糖、心電図の各検査項目に「異常の所 見のあった| 労働者の日常生活面での指導、健康情報の提供を 行います。(保健指導)
- メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導を行います。
- 「長時間労働者に対する面接指導」を行います。



地域産業保健センターの利用は、無料となっております。 (なお、同じ労働者が2回以上利用する場合は「利用料」を一部負担いただくことがあります)



地域産業保健センター一覧

東京都

地区センター名	電話番号	管轄区域
東京中央	03-3666-0131	千代田区・中央区・文京区・伊豆諸島
台東区	03-3831-0077	台東区
港	03-3582-6261	港区
都南	03-3716-5223	目黒区・品川区
大田	03-3772-2402	大田区
東京西部	03-3462-2200	渋谷区・世田谷区
新宿	03-3208-2301	新宿区・中野区・杉並区
東京城北	03-3962-4848	板橋区・練馬区・豊島区
北	03-5390-3558	北区
足立・荒川	03-3840-2111	足立区・荒川区
東京東部	03-3691-8536	葛飾区・墨田区
江東区	03-3649-1411	江東区
江戸川	03-3652-3166	江戸川区
八王子	042-642-0182	八王子市・日野市・多摩市・稲城市
北多摩	042-524-6135	立川市・昭島市・府中市・小金井市・小平市・東村山市・ 国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市
西多摩	0428-23-2171	青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡
多摩東部	0422-47-2155	三鷹市・武蔵野市・調布市・東久留米市・西東京市・ 清瀬市・狛江市
町田	042-722-9877	町田市

長野県

地区センター名	電話番号	管轄区域
長野地区	026-278-8043	長野市 (中野労働基準監督署の管轄区域を除く) 、 千曲市、上水内郡、埴科郡
松本地区	0263-85-4888 090-8598-4888	松本市 (大町労働基準監督署の管轄区域を除く)、塩尻市、 安曇野市のうち明科東川手、明科中川手、明科光、 明科七貴、明科南陸郷、東筑摩郡、木曽郡
諏訪広域地区	0266-22-5578	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
上小地区	0268-38-6399 090-5417-9012	上田市、東御市、小県郡
飯伊地区	0265-23-7112	飯田市、下伊那郡

長野県

ELI/K				
地区センター名	電話番号	管轄区域		
北信濃地区	026-245-8805	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、 若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡		
小諸・ 佐久地区	0267-22-0160 090-8723-1712	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡		
上伊那地区	0265-76-6922	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡		
安曇野・ 大北地区	0263-72-2347	松本市のうち梓川上野、梓川梓、梓川倭、大町市、安曇野市 (松本労働基準監督署の管轄区域を除く)、北安曇郡		

山梨県

地区センター名	電話番号	管轄区域		
中北地域	055-236-0230	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、北杜市、 中巨摩郡昭和町		
峡東地域	0553-22-6621	山梨市、甲州市、笛吹市		
峡南地域	0556-22-7330	南巨摩郡、西八代郡		
郡内地域	0554-45-0810	都留市、富士吉田市、大月市、上野原市、南都留郡、 北都留郡		

干葉県

地区センター名	電話番号	管轄区域
千葉市地域産業 保健センター	043-242-1220	千葉市
船橋地域産業 保健センター	047-424-9322	浦安市、市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、 八千代市
東葛北部地域 産業保健センター	047-163-7391	野田市、流山市、松戸市、柏市、我孫子市
銚子海匝地域 産業保健センター	0479-22-5603	銚子市、旭市、匝瑳市
安房地域産業 保健センター	0470-22-4036	鋸南町、鴨川市、南房総市、館山市
君津木更津地域 産業保健センター	0438-22-6206	袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市
市原市地域産業 保健センター	0436-24-5599	市原市
印旛香取地域産業 保健センター	0476-27-0168	香取市、東庄町、神崎町、成田市、多古町、栄町、印西市、 白井市、四街道市、佐倉市、八街市、酒々井町、冨里市
山武長生夷隅地域 産業保健センター	0475-55-4136	芝山町、横芝光町、山武市、東金市、九十九里町、大網白里町、白子町、茂原市、 長柄町、長生村、一宮町、長南町、睦沢町、いすみ市、大多喜町、御宿市、勝浦市



茨城県

地区センター名	電話番号	管轄区域
水戸地域産業 保健センター	029-305-9911	水戸市、ひたちなか市、那珂市、笠間市、茨城町、 大洗町、城里町、東海村
茨城県北地域産業 保健センター	0294-33-0058	日立市、高萩市、北茨城市
土浦地域産業 保健センター	029-825-2911	土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、 小美玉市、阿見町
茨城県西地域産業 保健センター	0296-25-3334	筑西市、結城市、下妻市、桜川市、八千代町
古河地域産業 保健センター	0280-23-0333	古河市、境町、五霞町
太田地域産業 保健センター	0294-70-1155	常陸太田市、常陸大宮市、大子町
常総地域産業 保健センター	0297-22-2421	常総市、坂東市、守谷市、つくばみらい市
茨城県南地域産業 保健センター	0297-79-1066	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町、美浦村
- 鹿行地域産業 保健センター	0299-90-3440	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

[※] 医師・保健師などによる産業保健サービスを希望される方は、事前に地域産業保健センターに お電話ください。



1. 労働衛生関係の問合せ先

国家試験について

- ① 衛生管理者、エックス線作業主任者、潜水士等の免許試験 関東安全衛生技術センター 千葉県市原市能満2089 Tel ●0436-75-1141
- ② 労働衛生コンサルタント試験、作業環境測定士試験 安全衛生技術試験協会 千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館9階 Tel 03-5275-1088

健康診断実施機関

労働安全衛生法(じん肺健康診断の場合はじん肺法)に基づいた健康診断が実施可能な医療機関、 健康診断実施機関であればどこでも可。

2. 労働局・労働基準監督署一覧

東京都

未示即		
署名	電話番号	管轄区域
東京労働局 労働基準部 健康課	03-3512-1616	東京都全域 (労働衛生にかかる法律・制度全般について)
東京労働局 労働基準部 労災補償課	03-3512-1617	東京都全域 (労災保険による二次健康診断等給付 53ページ参照)
東京労働局 雇用均等室	03-3512-1611	東京都全域 (女性労働者の母性健康管理について 49ページ参照)
中央労働基準監督署	03-5803-7382 (安全衛生課)	千代田区・中央区・文京区・伊豆諸島
上野労働基準監督署	03-3828-6711	台東区
三田労働基準監督署	03-3452-5474 (安全衛生課)	港区
品川労働基準監督署	03-3443-5743 (安全衛生課)	品川区・目黒区
大田労働基準監督署	03-3732-0175 (安全衛生課)	大田区
渋谷労働基準監督署	03-3780-6535 (安全衛生課)	渋谷区・世田谷区
新宿労働基準監督署	03-3361-3974 (安全衛生課)	新宿区・中野区・杉並区
池袋労働基準監督署	03-3971-1258 (安全衛生課)	豊島区・板橋区・練馬区

東京都

NIAMOTE CONTRACTOR CON				
署名	電話番号	管轄区域		
王子労働基準監督署	03-3902-6003	北区		
足立労働基準監督署	03-3882-1187	足立区・荒川区		
向島労働基準監督署	03-3614-4143 (安全衛生課)	墨田区・葛飾区		
亀戸労働基準監督署	03-3637-8131 (安全衛生課)	江東区		
江戸川労働基準監督署	03-3675-2125	江戸川区		
八王子労働基準監督署	042-642-5296	八王子市・日野市・多摩市・稲城市		
立川労働基準監督署	042-523-4473 (安全衛生課)	立川市·昭島市·府中市·小金井市·小平市·東村山市・ 国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市		
青梅労働基準監督署	0428-22-0285	青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡		
三鷹労働基準監督署	0422-48-1161	三鷹市・武蔵野市・調布市・西東京市・狛江市・ 清瀬市・東久留米市		
町田労働基準監督署	042-724-6881	町田市		

長野県

DCT) AC		
署名	電話番号	管轄区域
長野労働局 労働基準部 健康安全課	026-223-0554	長野県全域 (労働衛生にかかる法律・制度全般について)
長野労働局 労働基準部 労災補償課	026-223-0556	長野県全域 (労災保険による二次健康診断等給付 53ページ参照)
長野労働局 雇用均等室	026-227-0125	長野県全域 (女性労働者の母性健康管理について 49ページ参照)
長野労働基準監督署	026-223-6310	長野市(中野労働基準監督署の管轄区域を除く)、 千曲市、上水内郡、埴科郡
松本労働基準監督署	0263-48-5693	松本市(大町労働基準監督署の管轄区域を除く)、塩尻市、 安曇野市のうち明科東川手、明科中川手、明科光、明科七貴、 明科南陸郷、東筑摩郡、木曽郡
岡谷労働基準監督署	0266-22-3454	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
上田労働基準監督署	0268-22-0338	上田市、東御市、小県郡
飯田労働基準監督署	0265-22-2635	飯田市、下伊那郡
中野労働基準監督署	0269-22-2105	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、 若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡
小諸労働基準監督署	0267-22-1760	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
伊那労働基準監督署	0265-72-6181	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
大町労働基準監督署	0261-22-2001	松本市のうち梓川上野、梓川梓、梓川倭、大町市、安曇野市 (松本労働基準監督署の管轄区域を除く)、北安曇郡

山梨県

署名	電話番号	管轄区域		
山梨労働局 労働基準部 健康安全課	055-225-2855	山梨県全域 (労働衛生にかかる法律・制度全般について)		
山梨労働局 労働基準部 労災補償課	055-225-2856	山梨県全域 (労災保険による二次健康診断等給付 53ページ参照)		
山梨労働局 雇用均等室	055-225-2859	山梨県全域 (女性労働者の母性健康管理について 49ページ参照)		
甲府労働基準監督署	055-224-5617 (安全衛生課)	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、 笛吹市、中央市、中巨摩郡、山梨市、甲州市		
都留労働基準監督署	0554-43-2195	都留市、大月市、富士吉田市、上野原市、南都留郡、 北都留郡		
鰍沢労働基準監督署	0556-22-3181	南巨摩郡、西八代郡		

千葉県

丁未完				
署名	電話番号	管轄区域		
千葉労働局 労働基準部 健康安全課	043-221-4312	千葉県全域 (労働衛生にかかる法律・制度全般について)		
千葉労働局 労働基準部 労災補償課	043-221-4313	千葉県全域 (労災保険による二次健康診断等給付53ページ参照)		
千葉労働局 雇用均等室	043-221-2307	千葉県全域 (女性労働者の母性健康管理について49ページ参照)		
千葉労働基準監督署	043-308-0672 (安全衛生課)	千葉市、市原市、四街道市		
船橋労働基準監督署	047-431-0196 (安全衛生課)	船橋市、市川市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、 浦安市、白井市		
柏労働基準監督署	04-7163-0245	柏市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市		
銚子労働基準監督署	0479-22-8100	銚子市、匝瑳市、旭市、香取郡(東庄町)		
木更津労働基準監督署	0438-22-6165	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、館山市、 鴨川市、南房総市、安房郡		
茂原労働基準監督署	0475-22-4551	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡		
成田労働基準監督署	0476-22-5666	成田市、香取市、印西市、富里市、印旛郡(栄町)、香取郡(神崎町、多古町)		
東金労働基準監督署	0475-52-4358	東金市、佐倉市、八街市、山武市、山武郡(大網白里町、 九十九里町、芝山町、横芝光町)、印旛郡(酒々井町)		

茨城県

22/38/21/		
署名	電話番号	管轄区域
茨城労働局 労働基準部 健康安全課	029-224-6215	茨城県全域(労働衛生にかかる法律・制度全般について)
茨城労働局 労働基準部 労災補償課	029-224-6217	茨城県全域 (労災保険による二次健康診断等給付 53ページ参照)
茨城労働局 雇用均等室	029-224-6288	茨城県全域 (女性労働者の母性健康管理について 49ページ参照)
水戸労働基準監督署	029-226-2237	水戸市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、常陸大宮市、 笠間市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、東海村
日立労働基準監督署	0294-22-5187	日立市、高萩市、北茨城市
土浦労働基準監督署	029-821-5127	土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、小美玉市、阿見町
筑西労働基準監督署	0296-22-4564	筑西市、結城市、下妻市、桜川市、八千代町
古河労働基準監督署	0280-32-3232	古河市、境町、五霞町
常総労働基準監督署	0297-22-0264	常総市、守谷市、坂東市、つくばみらい市
龍ヶ崎労働基準監督署	0297-62-3331	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町、美浦村
鹿嶋労働基準監督署	0299-83-8461	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

3. 技能講習 (労働衛生関係) 登録教習機関

(1) 作業主任者技能講習

東京都

			電話		Ē	講習(り種类	頁	
	日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<i>H</i> J 1 <u>T 1</u> B		1	2	3	4	(5)	6
1	建設業労働災害防止協会 東京支部	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内	3551-5372	0				0	0
2	職業訓練法人 東京土建技術研修センター	豊島区池袋1-8-6	5950-1771	0				0	0
3	東京都鍍金工業組合 高等職業訓練校	文京区湯島1-11-10	3814-5621	0	0				
4	(公社)東京労働基準協会連合会	江戸川区中央1-8-1 内宮ビル	5678-5556	0	0	0		0	0
5		千代田区神田佐久間 町3-37 大栄ビル3階	3866-7560	0	0	0			0

東京都

	双纽 地羽燃眼の <i>有</i> 针	元 大 4h			Ē	講習の	り種类	類		
	登録教習機関の名称		电动	1	2	3	4	(5)	6	
6	(一社)中央労働基準協会	千代田区二番町9-8	3263-5060	0	0			0	0	
7	㈱IHI技術教習所 東京センター	江東区新砂1-10-17	5633-8340	0	0			0	0	
8	(財安全衛生普及センター	豊島区南大塚3-1-7 野村ビル2階	5979-9750	0						
9	(㈱安全教育センター 東京支局	中央区銀座1-15-7 マック銀座ビル303	0120-031404	0	0				0	
10	(一社)新宿労働基準協会	新宿区西新宿7-5-20 新宿旭ビルA館205	3366-4737						0	
11	特定非営利活動法人 東京労働安全衛生センター	江東区亀戸7-10-1 Zビル5階	3683-9765						0	
12	(一財)日本産業技能教習協会	千代田区鍛冶町2-2-1	3254-8404	0	0			0		
13	船員災害防止協会 (休止)	千代田区麹町4-5	3263-0918				0			
14	(一社)労働技能講習協会	練馬区豊玉北1-14-16 豊玉ビル2階	3557-5621	0						

長野県

	登録教習機関の名称	所 在 地	電話		Ē	講習0	D種类	頁	
	日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	M 1T 18		1	2	3	4	(5)	6
1	(一社)長野県労働基準協会 連合会	長野市アークス2-3	026-223-0280	0	0	0		0	0
2	長野県建設労働組合連合会	松本市宮渕本村1-2 建労会館内	0263-39-7200						0

山梨県

	登録教習機関の名称	所在地	電話	講習の種類							
	日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			1	2	3	4	(5)	6		
1	(社)山梨県労働基準協会連合会	甲府市北口2-15-1	055-251-6626	0	0			0			

千葉県

	登録教習機関の名称	所在地	電話	講習の種類							
	日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		电动	1	2	3	4	(5)	6		
1	公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階	043-241-2626	0	0	0		0	0		
2	建設業労働災害防止協会 千葉県支部	千葉市中央区中央4-16-1 建設会館ビル	043-225-8524					0	0		
3	(財)労働安全衛生管理協会	さいたま市南区南浦和 2-27-15 信圧ビル3階	048-885-7773	0	0						

茨城県

	交合地羽換門のなか	所在地	電話 ① ②		講習の	り種类	頁			
	登録教習機関の名称	所在地 			2	3	4	(5)	6	
1	一般社団法人茨城労働 基準協会連合会	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階	029-225-888		0	0		0	0	
	上記1以外の申込先									
1	(一社)水戸労働基準協会	水戸市桜川2-1-43 ア	¬市桜川2-1-43 アカデミープラザビル1階 029-233-60						22	
2	(一社)日立労働基準協会	日立市幸町1-21-2 日	立商工会議所	会館1	階	0294-23-3431			31	
3	(一社)土浦労働基準協会	土浦市中央2-14-11				029-824-0324			24	
4	(一社)筑西労働基準協会	筑西市下中山581-1			0296-24-2796			96		
5	(一社)古河労働基準協会	古河市東3-7-35 永塚	マビル1階		0280-31-4176			76		
6	(一社)太田労働基準協会	常陸太田市中城町321	0 商工会館2	階		02	94-7	2-34	39	
7	(一社)水海道労働基準協会	常総市水海道渕頭町37	常総市水海道渕頭町3114-3						49	
8	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	龍ヶ崎市川原代町4区6	6ヶ崎市川原代町4区6336-7 0297						23	
9	(一社)鹿島労働基準協会	鹿嶋市宮中1995-57	嶋市宮中1995-57 0299-83-8440							

①有機溶剤作業主任者技能講習 ②特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ③鉛作業主任者技能 講習④酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ⑤酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ⑥石綿作業主任者技 能講習

(2) 衛生工学衛生管理者

	登録教習機関の名称	所 在 地	電話	講習の種類
1	中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター	清瀬市梅園1-4-6	042-491-6920	衛生工学衛生管理者

(3) 作業環境測定士

	登録教習機関の名称	所 在 地	電話	講習の種類
1	创日本作業環境測定協会 (対日本作業環境測定協会)	港区芝4-4-5	3456-1601	第1種作業環境測定士 (放射性物質以外) 第2種作業環境測定士
2	2 (公社)日本アイソトープ協会	文京区本駒込2-28-45	5395-8083	第1種作業環境測定士 (放射性物質)

4』 登録作業環境測定機関

車	(÷÷)	① - 株字料104		③-特定化学物質等		○ 大総次刘
甲甲郡	(汗)	(1)一特定粉じん	(2) 一 版 射性物質	(3) 一特定化学物質等	(4)一 紛寺	(5)- 白機溶剤

登録番号	名 称	所 在 地	電話		登	録号	別		備考
1	(公財)東京都予防医学協会	新宿区市ヶ谷砂土原町1-2	3269-1125	*	*	3	4	(5)	
2	(株)サンコー環境調査センター 調布試験所	 調布市多摩川1-4-1	042-482-6634	1	*	3	4	(5)	
3	財全日本労働福祉協会	品川区旗の台6-16-11	3783-9411	1	*	3	4	(5)	
4	財労働衛生協会	杉並区高井戸東2-3-14	3331-2251	1	*	3	4	(5)	
5	㈱環境管理センター	日野市日野475-1	042-586-6810	1	*	3	4	(5)	
6	東京都鍍金工業組合 環境科学研究所	文京区湯島1-11-10	3815-4055	1	*	3	4	(5)	
7	沖エンジニアリング(株)	練馬区氷川台3-20-16	5920-2356	1	*	3	4	(5)	
8	㈱東京環境測定センター	荒川区東尾久6-43-9	3895-1141	1	*	3	4	(5)	
9	㈱日新環境調査センター	足立区本木2-18-29	3886-2105	1	*	3	4	(5)	
10	(一財)日本文化用品安全試験所	墨田区東駒形4-22-4	3829-2512	1	*	3	4	(5)	
11	ニチアス(株) 環境管理センター	港区芝大門1-1-26	3433-7248	1	*	*	*	*	
12	東京テクニカル・サービス㈱	江戸川区西葛西8-20-20	3688-3284	1	*	3	4	(5)	
13	㈱環境技術研究所	足立区江北2-11-17	3898-6643	1	*	3	4	(5)	
14	帝人エコ・サイエンス(株)	羽村市神明台4-8-43	042-530-4030	1	*	3	4	(5)	
15	那須電機鉄工㈱ 砂町工場	江東区新砂3-5-28	3646-5154	1)	*	3	4	5	

東京都

登録番号	名 称	所 在 地	電話		登	録号	別		備考
16	㈱全国グラビア分析センター	墨田区石原1-16-1 永井ビル2F	3624-4523	1)	*	*	4	(5)	
17	ユーロフィン日本環境㈱	江戸川区船堀5-11-19	5676-8711	1	*	3	4	(5)	
18	㈱日本シーシーエル	墨田区緑1-8-5	3632-4441	1	*	3	4	(5)	
19	(㈱ヤクルト本社 中央研究所付属分析センター	国立市谷保1796	042-577-8963	1	*	3	4	(5)	
20	㈱分析センター	墨田区東向島1-12-2	3616-1612	1	*	3	4	(5)	
21	㈱伊藤公害調査研究所	大田区大森北1-26-8	3761-0431	1	*	3	4	(5)	
22	財産業保健協会	大田区多摩川1-3-18	5482-0801	1	*	3	4	(5)	
23	大和アトミックエンジ ニアリング(株)	千代田区岩本町3-7-8	3866-9271	*	2	*	*	*	
24	東日本旅客鉄道㈱ JR東日本健康推進センター	品川区広町2-1-19	3771-7593	1	*	3	4	(5)	
25	グリーンブルー(株)	大田区東糀谷5-4-11	3745-1411	1	*	*	*	(5)	
27	環境リサーチ㈱	八王子市小門町6-22	042-627-2810	1	*	3	4	(5)	
28	(株)日本公害管理センター 八王子事業所	八王子市上野町88番地	042-625-4360	1	*	3	4	(5)	
29	環境保全(株)	八王子市大和田町2-4-14	042-660-5979	1	2	3	4	(5)	
30	(株)イング	足立区千住宮元町14-1	5813-5710	*	2	3	4	(5)	
31	㈱むさしの計測	立川市砂川町4-19-5	042-536-0963	1	*	3	4	(5)	
32	㈱DNPファシリティサービス	北区神谷3-15-1	3903-8849	*	*	3	4	(5)	
34	㈱環境技研	武蔵村山市学園4-39-3	042-565-4483	1	*	3	4	(5)	
35	㈱トーニチコンサルタント	渋谷区本町1-13-3	3374-3878	1	*	*	*	*	
36	特定非営利活動法人 東京労働安全衛生センター	江東区亀戸7-10-1 Zビル5F	3683-9765	1	*	3	4	(5)	

東京都

登録番号	名 称	所 在 地	電話		登	録号	別		備考
37	㈱環境分析センター	足立区谷中2-17-1	5613-1255	1	*	*	*	*	
38	(株)EGG環境	昭島市武蔵野3-6-9	042-843-7321	1	*	*	*	*	
39	㈱日本公害管理センター (1号、4号休止中)	 小金井市緑町4-6-32	042-384-6200	1	*	3	4	(5)	
40	㈱島野テクノリサーチ 東京事業所	大田区南六郷3-19-2 第5松下ビル	5703-2721	1	*	3	4	(5)	
41	㈱関東実技	八王子市南町5-8	042-627-3897	1	*	*	*	*	
42	東京公害防止㈱	千代田区神田和泉町1-18-12	3851-1923	1	*	3	4	(5)	
43	産業科学㈱	中央区東日本橋2-6-11	5825-7117	*	2	*	*	*	
44	㈱電力テクノシステムズ	狛江市岩戸北2-11-1	3480-2511		2	*	*	*	
45	㈱不二製作所	江戸川区松江5-2-24	3686-2291	1	*	*	*	*	

長野県

登録番号	名 称	所 在 地	電話		멘			
豆球笛写	4 例	別 1生 地	电动		豆	録号	נימ	
	(一社)長野県労働基準協会 連合会 長野測定所	長野市アークス2-3 長野県労働基準会館	026-223-0246	1	*	3	4	(5)
20.4	(一社)長野県労働基準協会 連合会 松本測定所	松本市大字神林小坂道 7107-55	0263-40-3811	1	*	3	4	(5)
20-1	(一社)長野県労働基準協会 連合会 諏訪測定所	諏訪市沖田町4-12	0266-58-4315	1	*	3	4	(5)
	(一社)長野県労働基準 協会連合会 上田測定所	東御市県字保利田548-1	0268-64-1151	1	*	3	4	(5)
20-2	㈱信濃公害研究所	北佐久郡立科町芦田1835-1	0267-56-2189	1	*	3	4	(5)
20-3	(株)コーエキ	岡谷市田中町3丁目3-24	0266-23-2155	1	*	3	4	(5)
20-4	南信環境管理センター㈱	上伊那郡箕輪町大字中箕輪12253	0265-79-1871	1	*	3	4	(5)
20-5	(一社)上伊那薬剤師会	伊那市大字伊那部9	0265-72-5858	1	*	3	4	(5)
20-6	(一財)中部公衆医学研究所	飯田市高羽町6丁目2-2	0265-24-1777	1	*	3	4	(5)
20-7	㈱環境技術センター	松本市笹賀5652-166	0263-27-1606	1	*	3	4	(5)
20-9	昭和電工㈱塩尻事業所	塩尻市大字宗賀1番地	0263-52-0180	1	*	*	*	*
20-11	東京特殊電線㈱トウトク 分析サービスセンター	上田市大字大屋300番地 東京特殊電線上田工場内	0268-34-5297	1	*	3	4	(5)
20-12	ユートピア産業㈱	長野市青木島町青木島乙258-1	026-284-4681	1	*	3	4	(5)

長野県

登録番号	名 称	所 在 地	電話		登	録号	別	
20-13	ミヤマ㈱技術開発センター	長野市青木島町3丁目2-1	026-284-5114	1	*	3	4	(5)
20-14	日本プレーティング(株)	上田市常磐城3丁目4-1	0268-27-6318	1	*	3	4	(5)
20-15	㈱環境科学	松本市大字和田4709	0263-40-0577	1	*	3	4	(5)
20-17	環境未来(株)	東筑摩郡朝日村古見3757-1	0263-99-1811	1	*	3	4	(5)
20-18	南井労働安全衛生コンサ ルタント事務所	飯田市宮ノ上3932-3	0265-21-2064	1	*	*	*	(5)
20-19	富士通北信コンストラクション㈱	長野市大字北尾張部36	026-263-2806	1	*	3	*	(5)
20-20	(有)環境テクノス	松本市野溝西2-11-14	0263-50-5251	*	*	*	*	(5)
20-22	直富商事㈱	長野市大字屋島字万年橋境231-1	026-266-6272	1	*	*	*	*
20-24	㈱土木管理総合試験所	長野市篠ノ井御弊川877-1	026-462-0414	1	*	*	*	*
20-25	㈱科学技術開発センター	長野市北長池字南長池境2058-3	026-263-2010	1	*	3	4	*

山梨県

登録番号	名 称	所 在 地	電話		登	録号	別	
19-1	(財)山梨厚生会山梨厚 生病院予防医学センター	山梨市落合860	0553-22-7898	1	*	3	4	(5)
19-2	シチズンセイミツ(株) 環境分析センター	南都留郡富士河口湖町 船津6663-2	0555-23-1231	*	*	3	*	(5)
19-3	中央環境理研㈱	南アルプス市小笠原6	055-283-6155	1	*	3	*	(5)
19-4	㈱メイキョー	甲府市徳行2-2-38	055-228-2858	1	*	3	4	(5)
19-5	(株)山梨県環境科学 検査センター	甲斐市竜王新町2277-12	055-278-1600	1	*	3	4	(5)
19-6	甲府タカヤマ環境計量㈱	中央市流通団地1-6-1	055-274-0788	1	*	*	*	(5)
19-7	㈱環境計量センター山梨検査所	南アルプス市宮沢129-1	055-284-8131	1	*	*	*	(5)
19-8	㈱環境技術センター	富士吉田市上吉田5993-1	0555-20-1585	*	*	3	*	(5)

^{※ 19-2}シチズンセイミツ(株)環境分析センターは休止中

千葉県

登録 番号	名 称	所 在 地	電話		登	録号	別	
1	(公財)ちば県民保健予防財団	千葉市美浜区新港32-14	043-246-0350	1	*	3	4	(5)
2	(㈱環境管理センター 東関東支社	千葉市緑区おゆみ野 5-44-3	043-300-3300	1	*	3	4	(5)
5	住化分析センター(株) 千葉事業所	袖ケ浦市北袖2-1	0438-63-6920	1	*	3	4	(5)

千葉県

登録番号	名 称	所 在 地	電話		登	録号		
6	㈱上総環境調査センター	木更津市潮見4-16-2	0438-36-5001	1	*	3	4	(5)
7	中外テクノス(株) 関東環境技術センター	千葉市緑区大野台 2-2-16	043-295-1101	1	*	3	4	(5)
8	習和産業㈱	習志野市東習志野 3-15-11	047-477-5300	1	*	3	4	(5)
13	(一財) 千葉県環境財団	千葉市中央区中央港1-11-1	043-246-2078	1	*	3	4	(5)
17	セイコーアイ・テクノリサーチ(株)	松戸市高塚新田563	047-391-2298	1	*	3	4	(5)
18	(財) 千葉県薬剤師会検査 センター	千葉市中央区中央港1-12-11	043-242-5940	1	*	3	4	(5)
19	㈱三井化学分析センター 茂原分析グループ	茂原市東郷1900	0475-23-8418	1	*	3	4	(5)
20	(株)ダイワ 千葉支店	東金市家徳238-3	0475-58-5221	1	*	3	4	(5)
21	(財) 君津健康センター	君津市君津1	0439-55-6847	1	*	3	4	(5)
22	㈱アトックス 東地区測定 センター	柏市高田1201	047-141-1171	1	2	3	4	(5)
24	㈱ユーベック	木更津市久津間613	0438-41-7878	1	*	3	4	(5)
25	㈱三井化学分析センター 市原分析部	市原市千種海岸3	0436-62-9490	*	*	3	4	(5)
26	東電環境エンジニアリング(株) 環境技術センター	千葉市緑区大野台 2-3-6	043-295-8405	1	*	3	4	(5)
27	環友産業㈱ 土気事業所	千葉市緑区大野台 2-3-6	043-295-4740	1	*	*	*	*
28	㈱三造試験センター 東部事業所	市原市八幡海岸通1	0436-43-8931	1	*	3	4	(5)
29	JFEテクノリサーチ㈱ 千葉分析・材料事業部	千葉市中央区川崎町1	043-262-4815	9	*	3	4	(5)
30	(株)古河電工 アドバンストエンジニアリング	市原市八幡海岸通6	0436-42-1608	1	*	3	4	(5)
32	高圧ガス工業㈱ 東京研究所	佐倉市石川字熊野堂620-1	043-485-2231	*	*	*	*	(5)
34	㈱日立プラントサービス 分析技術センタ	松戸市上本郷537	047-365-3840	1	*	3	4	(5)
35	㈱日曹分析センター 千葉事業所	市原市五井南海岸 12-54	0436-23-2149	*	*	3	*	(5)
38	日鉄環境エンジニアリング(株) 環境テクノ事業本部君津センター	木更津市畑沢1-1-51	0438-36-5911	1	*	3	4	(5)
39	㈱永山環境科学研究所 白井研究所	白井市河原子字天神後273-2	047-498-2080	1	*	*	*	*
40	エバークリーン(株)	野田市二ツ塚57	047-121-7727	*	*	*	*	(5)

茨城県

登録 番号	名 称	所 在 地	電話		登	録号	別	
1	㈱三菱化学アナリテック つくば分析事業所	阿見町	0298-87-1017	1	*	3	4	(5)
2	㈱環境測定サービス	水戸市	029-257-2601	1	*	3	4	(5)
4	(株)日立パワーソリューションズ 日立分析センター	日立市	0294-55-7809	1	*	3	4	(5)
6	㈱環境科学研究所	北茨城市	0293-42-2694	1	*	3	4	(5)
8	日立多賀テクノロジー(株)	日立市	0294-36-9610	1	*	3	4	(5)
10	(一社)茨城県環境管理協会	水戸市	029-248-7431	1	*	3	4	(5)
11	㈱環境研究センター	つくば市	029-839-5501	1	*	3	4	(5)
12	日立化成テクノサービス(株)	日立市	0294-23-3091	1	*	3	4	(5)
13	日鉄住金テクノロジー(株) 鹿島事業所	鹿嶋市	0299-84-2557	1	*	3	4	(5)
16	(株)エーアンドエーマテリアル 技術開発研究所	筑西市	0296-52-6521	1	*	*	*	*
18	㈱ケムコ	鹿嶋市	0299-84-3615	1	*	3	4	(5)
19	ヴェオリア・ウォーター・ インダストリーズ・ジャパン(株)	つくば市	029-864-4141	1	*	3	4	(5)

①特定粉じん・石綿 ②放射性物質 ③特定化学物質等 ④鉛等 ⑤有機溶剤

5. 産業保健健康診断機関

東京都産業保健健康診断機関連絡協議会(都産健協) 会員機関

21473			
No.	機関名	郵便番号	所在地
1	(一財) 健康医学協会	102-0094	 千代田区紀尾井町4-1 ホテルニューオータニガーデンタワー2F
2	(財) パブリックヘルスリサーチセンター附属健康増進センター	101-0041	千代田区神田須田町1-10 神田ONビル
3	(一社) 日本健康倶楽部 東京支部	102-0093	千代田区平河町2-16-15 北野アームス307
4	(医社) こころとからだの元氣プラザ	102-8288	千代田区飯田橋3-6-5
5	(一財) 近畿健康管理センター 東京事業部	135-0063	江東区有明3丁目5番7号 TOC有明 ウエストタワー12階
6	幸生健康管理センターファーストメディカルクリニック	103-0024	中央区日本橋小舟町15-17
7	(医社) 頌栄会 上田診療所	103-0027	中央区日本橋2-1-10 柳屋ビル B1F
8	(医財) 南葛勤医協 芝病院健診センター	105-0004	港区新橋6-19-21
9	(医社) 青鶯会 鶯谷健診センター	110-0003	台東区根岸2-19-19
10	(医社) 同友会	112-0002	文京区小石川1-12-16 小石川TGビル
11	(一財) 近藤記念医学財団 富坂診療所	112-0002	文京区小石川2-5-7
12	(医社) 七星会 カスガメディカルクリニック	113-0033	文京区本郷4-24-8 春日タワービル5 F
13	(医社) 俊秀会 エヌ・ケイ・クリニック	120-0005	足立区綾瀬3-7-15 岩崎ビル2F
14	3 S メディカルクリニック	130-0022	東京都墨田区江東橋2-19-7 富士ソフトビル2F
15	(財) 労働医学研究会	130-0022	墨田区江東橋4-30-12 大宝ビル
16	(一財) 日本予防医学協会	135-0001	江東区毛利1-19-10 錦糸町江間忠ビル
17	(医社) 日健会	136-0071	江東区亀戸6-56-15
18	(一財) 全日本労働福祉協会	142-0064	品川区旗の台6-16-11
19	(独) 労働者健康福祉機構 東京労災病院	143-0013	大田区大森南4-13-21
20	(医社) 松英会	143-0027	大田区中馬込1-5-8
21	(財) 産業保健協会	146-0095	大田区多摩川1-3-18
22	(一財) 日本健康増進財団	150-0013	渋谷区恵比寿1-24-4
23	(一財) 産業保健研究財団	150-0036	渋谷区桜丘町2-9カスヤビル3F
24	(医財) 東友会 友愛クリニック	151-0063	渋谷区富ヶ谷1-36-6 斉藤ビル2F
25	(一財) 日本健康管理協会 東京支部	160-0021	新宿区歌舞伎町2-31-11 第2モナミビル3F
26	(医社) 生光会	160-0022	新宿区新宿3-1-13 京王新宿追分ビル7F
27	(医社) 幸楽会 幸楽メディカルクリニック メディカルヘルス	160-0022	新宿区新宿1-8-11 東食健保会館内
28	(医社)菱秀会 金内メディカルクリニック	160-0023	新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビル2階
29	(公財) 東京都予防医学協会	162-8402	新宿区市谷砂土原町1-2
30	(医社) 朋翔会 弥生診療所	164-0013	中野区弥生町2-25-13
31	(社) 衛生文化協会 城西病院	167-0043	杉並区上荻2-42-11
32	(財) 労働衛生協会	168-0072	杉並区高井戸東2-3-14
33	(医財) 綜友会	169-0051	新宿区西早稲田2-20-15
34	(一社) 労働保健協会	173-0027	板橋区南町9番11号
35	(公財) 愛世会 愛誠病院	173-8588	板橋区加賀1-3-1
36	(医) 浩生会スズキ病院 健診センター	176-0006	練馬区栄町7-1
37	(医社) 潮友会 うしお病院	196-0021	昭島市武蔵野2-7-12
38	新町クリニック健康管理センター	198-0024	青梅市新町3-53-5
39	(医社) 相和会	252-0236	相模原市中央区富士見4-9-5
40	(医社) 青山会	273-0011	千葉県船橋市湊町2-8-9

										担件	ナズコ	- Z +	+	バフ ・	×=:	-									
	_					性	健康	診断	Ť	挺步	÷ C C	201	健	一个		1-	†i`	<u></u> ん検	診		歯	骨	腹	特	性去
	般	じ		有	電	特		磊	. 振	V	騒	腰		間	生活習	胃	_	子		肺		粗	部		特定保
電話番号	健	_		機	離		石綿(. 1/12		PER	1354	康	ド	習慣	, ,	腸	宮		1Jrp	科	粗鬆	部超音波検診	定	保
	康診	h	鉛	溶	離放射	化	腳部	ヘリカルして		D			測	ッ	慣病	が	が	が	が	が	検	症検	波	健	健指
	断	肺		剤	線	物	(胸部直接)	É	動	Т	音	痛	定	Ź	健診	h	h	h	h	h	診	診	快診	診	導
03-3239-0015	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
03-3251-3881	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0			0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
03-3511-8865	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03-5210-6605	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03-5500-6777	0	0	0	0	0	0	0			0	0			0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
03-5643-3171	0	0	0	0	0	0				0	0				0	0	0	0	0	0			0	0	0
03-3271-2775	0	0	0	0	0	0	0							0	0	0				0			0	0	
03-3431-7491	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
03-3873-9166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03-3816-2250	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03-3814-2661	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
03-5689-8211	0		0	0	0	0	0								0	0	0	0	0				0	0	
03-3620-2034	0	0	0	0		0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
03-5624-5320	0	0		0			0							0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
03-5600-5335	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\circ
03-3635-1153	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\circ
03-3684-3971	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
03-3783-9411	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	\circ
03-3742-7301	0	0		0			0	0						0	0				0	0			0	0	
03-3773-6771	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	\circ
03-5482-0801	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0			0	0	0	0	0	0			0	0	\circ
03-5420-8011	0	0	0	0	0		0			0			0	0	0	0	0	0	0			0	0		
03-5428-9410	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
03-5453-1817	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
03-5280-8201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03-5363-3334	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	\circ
03-3355-0261	0	0	0	0	0	0				0	0			0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
03-3365-5521	0											0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
03-3269-1143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
03-3380-2241	0	0	0	_	0		0		0	0	\vdash			0	0	0	0			0			0	0	
03-3390-1402	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0	0	0	0			0	0		0	0	0
03-3331-2251	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
03-3200-1540	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03-3530-2132	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
03-3961-5351	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03-3557-3003	0		0	0	0					0				0	0	0	0			0			0	0	
042-541-5423	0	0	0	0	0	0	0	0						0	0	0	0	0	0	0			0	0	0
0428-31-5301	0	0	0	0	0	0	: _	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
042-756-2666	0	0	0	\sim	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
047-420-8630	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0	0	0	0			0			\circ	0	0

長野県事業場健康診断機関協議会会員機関

No.	機関名	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	(一社)長野県労働基準協会連合会	380-0918	長野市アークス2-3	026-223-0280
2	(一財)全日本労働福祉協会長野県支部	381-0022	長野市大豆島中之島3223	026-222-5111
3	(財)労働衛生協会長野県支部	399-0422	上伊那郡辰野町平出平田1994-2	0266-41-3018
4	(一財)中部公衆医学研究所	395-0051	飯田市高羽町6-2-2	0265-24-1777
5	(公財)長野県健康づくり事業団	381-2298	長野市稲里田牧206-1	026-286-6400
6	社会福祉法人長野南福祉会長野健康管理センター	380-0921	長野市栗田687-1 長野メディカルビル1F	026-223-2235
7	(一財)長野県公衆衛生協会	380-0928	長野市若里1-3-20	026-226-8465
8	(医)共和会上田健康管理センター	386-1325	上田市中野29-2	0268-38-2221
9	(医)財団大西会千曲中央病院	387-8512	千曲市杭瀬下58	026-273-1212
10	長野健康科学センター	389-1105	長野市豊野1220	026-257-2235
11	くろさわ病院ケイジン保健医学センター	385-0051	佐久市中込3-15-6	0267-64-1741
12	特定非営利活動法人メディカルチェック	381-0023	長野市西風間204-1	026-222-3115

千葉県産業保健健康診断機関協議会 会員名簿

T	卡朱住朱休姓姓尿衫断俄浅肠锇云 云貝石 涄		
No.	医療機関名	郵便番号	住 所
1	(医) 浄光会 千葉みなと病院	261-0001	千葉市美浜区幸町1-12-6
2	(医社) 翠明会 山王病院	263-0002	千葉市稲毛区山王町166-2
3	(社) 千葉衛生福祉協会 千葉診療所	260-0018	千葉市中央区院内1-8-12
4	(財)ちば県民保健予防財団	261-0002	千葉市美浜区新港32-14
5	千葉社会保険病院	260-0801	千葉市中央区仁戸名町682
6	(医社) 親月会 千葉中央外科内科	263-0016	千葉市稲毛区天台4-2-17
7	(医社) 直心会 轟健康クリニック	263-0021	千葉市稲毛区轟町1-13-3
8	(一財) 柏戸記念財団 長洲柏戸クリニック	260-0584	千葉市中央区長州2-20-27
9	(医社) 普照会 井上記念病院	260-0027	千葉市中央区新田町1-16
10	(医社) 報徳会 報徳千葉診療所	260-0012	千葉市中央区本町1-1-13
11	(医) 福生会 斎藤労災病院	260-0005	千葉市中央区道場南1-12-7
12	(医) 鎗田病院	290-0056	市原市五井899
13	(医社) 良知会 共立習志野台病院	274-0063	船橋市習志野台4-13-16
14	(医社) 聖仁会 白井聖仁会病院	270-1425	白井市池の上1-15-1
15	(医社) 青山会 船橋診療所	273-0011	船橋市湊町2-8-9
16	社会医療法人社団 千葉県勤労者医療協会 二和ふれあいクリニック	274-0805	船橋市二和東5-1-1
17	(医) 弘仁会 板倉病院	273-0005	船橋市本町2-10-1
18	(医社) 誠馨会 新東京病院	271-0064	松戸市上本郷2-3785
19	(医)鉄蕉会 亀田クリニック 健康管理センター	296-0041	鴨川市東町1344
20	社会福祉法人 太陽会 安房地域医療センター	294-0014	館山市山本1155
21	(財) 君津健康センター	299-1141	君津市君津1
22	(医社)養真会 上総記念病院	292-0832	木更津市新田1-11-25
23	特定医療法人社団 上総会 山之内病院	297-0022	茂原市町保3
24	(財) 労働衛生協会	168-0072	杉並区高井戸東2-3-14
25	(財) 全日本労働福祉協会	142-0064	品川区旗の台6-16-11
26	(医社)同友会	113-0024	文京区西片1-15-10
27	(医社) こころとからだの元気プラザ	102-8508	千代田区飯田橋3-6-5
28	(社) 日本健康倶楽部 千葉支部	276-0022	八千代市上高野1353-7

	健診	雇	定	特	海	じ	アス	有		電	特	高	四ア	歯	V	騒	腰	生活	人間	特	特定
電話番号	車の			定業	外派	h	ベ	機溶	鉛		化	気	ルキ	科健	D			習	K	定健	特定保健指導
	保有	入	期	務	遣	肺	スト	剤		離	物	圧	ル鉛	診	Т	音	痛	慣病	ック	診	指導
043-241-5381		0	0															0	0	0	
043-421-2221	有	0	0			0	0							0				0	0		
043-224-2255	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0		0	0	0	0
043-246-0350	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
043-261-2211	有	0	0				0								0			0	0	0	0
043-253-1231		0	0		0	0	0										0		0	0	0
043-203-6664	有	0	0			0		0			0				0			0	0	0	0
043-222-2873	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0
043-245-8811															0		0	0	0	0	0
043-225-6232	有	0	0	0	0			0		0						0		0	0	0	
043-224-7601	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
0436-21-1655					0	0	0	0		0	0				0			0	0	0	
047-466-3018		0	0							0								0	0	0	0
047-491-3111		0	0	0		0	0	0		0								0	0	0	0
047-420-8630	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	0	0
047-448-7118		0				0	0	0		0								0	0	0	0
047-431-2662		0	0															0	0	0	
047-368-9651	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0		0	0	
0470-99-2111		0	0		0			0										0	0		
0470-25-5111	有	0	0	0		0		0		0	0			0	0	0		0	0	0	0
0439-55-6889	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0438-22-7111		0	0					0										0	0	0	
0475-25-1131		0	0		0	0													0	0	0
03-3331-2251	有	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
03-3783-9411	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
03-3816-2250	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
03-5210-6611	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
047-487-3026	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0

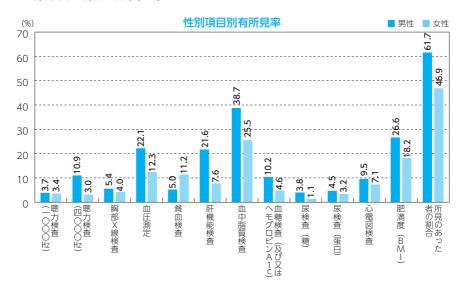
職場における定期健康診断の性・年齢別・項目別有所見率について

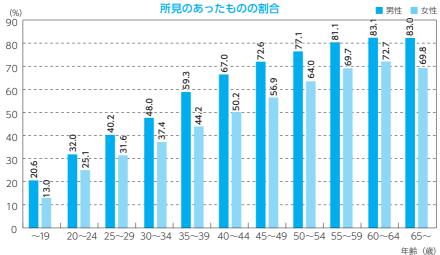
~平成24年東京都産業保健健康診断機関連絡協議会の調査から

1_ はじめに

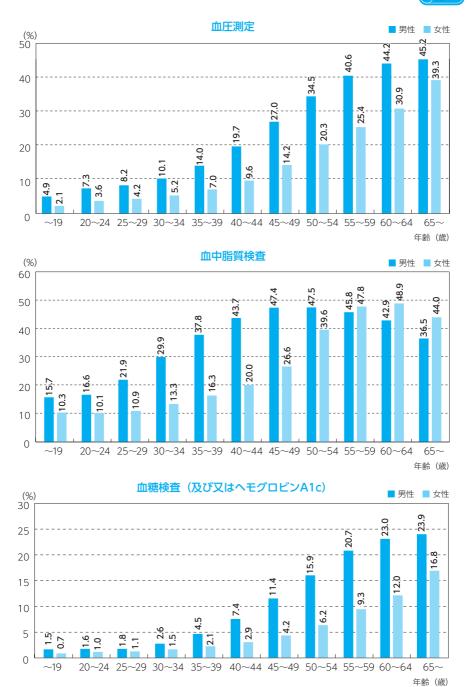
この調査は、東京都産業保健健康診断機関連絡協議会(都産健協)に加入する健康診断実施機関が実施した平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間に実施された定期健康診断結果男女合計230万人分について解析したものです。

この「性・年齢別・項目別有所見率」は、健康診断項目を性・年齢別に解析したもので、それぞれの有所見率の特徴や傾向等が分かります。





資料



東京産業保健推進センター

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本牛命三番町ビル3階

TED 03-5211-4480 FAX 03-5211-4485

Eメール information@sanpo-tokyo.jp

ホームページ http://www.sanpo-tokyo.jp

ご利用いただける日時 午前9時~午後5時(休日/毎週土・日曜日、祝祭日、年末年始)

交诵機関

- ●東京メトロ東西線・半蔵門線・都営新宿線/九段下駅 2番出口
- ●JR中央線/市ヶ谷駅 ●東京メトロ有楽町線・南北線/市ヶ谷駅 A3出口

長野産業保健推進連絡事務所

〒380-0936 長野市岡田町215-1 日本生命長野ビル4階

TEL 026-225-8533 FAX 026-225-8535

EX-JJ sanpo20@mse.biglobe.ne.ip

ホームページ http://www.nagano-sanpo.jp/

午前9時~午後5時 ご利用いただける日時 (休日/毎週土・日曜日、 祝祭日、年末年始)

交诵機関

●JR長野駅 善光寺口 ●長野電鉄長野駅

山梨産業保健推進連絡事務所

∓400-0031 甲府市丸の内2丁目32-11 山梨県医師会館4階

TEL 055-220-7020 FAX 055-220-7021

Eメール yamanashi@sanpo19.jp

ホームページ http://www.sanpo19.jp/

ご利用いただける日時

午前9時~午後5時 (休日/毎週土・日曜日、 祝祭日、年末年始)

交通機関

●JR甲府駅 南口

千葉產業保健推進連絡事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-8 日本生命千葉中央ビル8階

TEL 043-202-3639 FAX 043-202-3638

Eメール info@chiba-sanpo.jp

ホームページ http://www.chiba-sanpo.jp

ご利用いただける日時

午前9時~午後5時 (休日/毎週土・日曜日、 祝祭日、年末年始)

交通機関

- ●JR千葉駅 ●京成千葉中央駅
- ●千葉都市モノレール葭川(よしかわ)公園駅

茨城産業保健推進連絡事務所

〒310-0021 水戸市南町3-4-10 住友生命水戸ビル8階

TED 029-300-1221 FAX 029-227-1335

Eメール mito@ibaraki-sanpo.jp

ホームページ http://www.ibaraki-sanpo.jp

ご利用いただける日時

午前9時~午後5時 (休日/毎週土・日曜日、 祝祭日、年末年始)

交通機関

●JR水戸駅 (北口) からバス

